

インベスコ 新興国社債ファンド

<為替ヘッジなし> (毎月決算型) / <為替ヘッジあり> (毎月決算型)

愛称: エマドン

追加型投信 / 海外 / 債券

インベスコ・アセット・マネジメント

照会先

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100 (受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで)
ホームページ <https://www.invesco.com/jp/ja/>

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

| | |
|----------|----------------------------------|
| 発行者名 | : インベスコ・アセット・マネジメント株式会社 |
| 代表者の役職氏名 | : 代表取締役社長兼 CEO 佐藤 秀樹 |
| 本店の所在の場所 | : 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー14階 |
| 縦覧に供する場所 | : 該当事項はありません。 |

- ◇本書「投資信託説明書（請求目論見書）」は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書です。
- ◇インベスコ 新興国社債ファンド〈為替ヘッジなし〉（毎月決算型）／〈為替ヘッジあり〉（毎月決算型）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年4月16日に関東財務局長に提出しており、2024年4月17日にその届出の効力が生じております。
- ◇本書は、当該有価証券届出書の内容（第三部 第2および第3に掲げる事項を除く）を記載した目論見書で、ご投資家の皆さまのご請求に基づき販売会社を通じてお渡しするものです。

インベスコ 新興国社債ファンド

<為替ヘッジなし> (毎月決算型) / <為替ヘッジあり> (毎月決算型)

愛称：エマドン

投資信託説明書（請求目論見書）目次

| | | |
|--------------|-----------------|-----|
| 第一部 証券情報 | | 1 |
| 第二部 ファンド情報 | | 4 |
| 第1 | ファンドの状況 | 4 |
| | 1 ファンドの性格 | 4 |
| | 2 投資方針 | 14 |
| | 3 投資リスク | 21 |
| | 4 手数料等及び税金 | 27 |
| | 5 運用状況 | 34 |
| 第2 | 管理及び運営 | 42 |
| | 1 申込（販売）手続等 | 42 |
| | 2 換金（解約）手続等 | 43 |
| | 3 資産管理等の概要 | 45 |
| | 4 受益者の権利等 | 48 |
| 第3 | ファンドの経理状況 | 49 |
| | 1 財務諸表 | 52 |
| | 2 ファンドの現況 | 93 |
| 第4 | 内国投資信託受益証券事務の概要 | 94 |
| 第三部 委託会社等の情報 | | 95 |
| 第1 | 委託会社等の概況 | 95 |
| | 1 委託会社等の概況 | 95 |
| | 2 事業の内容及び営業の概況 | 96 |
| | 3 委託会社等の経理状況 | 97 |
| | 4 利害関係人との取引制限 | 124 |
| | 5 その他 | 124 |
| 信託約款 | | 125 |

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

インベスコ 新興国社債ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型)

インベスコ 新興国社債ファンド<為替ヘッジあり> (毎月決算型)

以下、両ファンドを総称して、またはそれぞれのファンドを「当ファンド」もしくは「ファンド」という場合があります。

また、「インベスコ 新興国社債ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型)」を「<為替ヘッジなし>」、「インベスコ 新興国社債ファンド<為替ヘッジあり> (毎月決算型)」を「<為替ヘッジあり>」という場合があります。

ファンドの愛称を「エマドン」とします。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・ファンドの受益権は、追加型証券投資信託受益権（契約型）（以下「受益権」といいます。）で、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けます。
 - ・受益権の帰属は、後記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関*の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
- ※社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。
- ・振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。
 - ・委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
 - ・委託会社の依頼により、信用格付業者から提供または閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供または閲覧に供される予定の信用格付もありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンド1兆円を上限とします。

*受益権1口当たりの各発行価格に、各発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

(4)【発行（売出）価格】

購入の申込受付日の翌営業日の基準価額*¹とします。

ただし、「分配金再投資コース」において、分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

スイッチング*²による発行価格も、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

※1 基準価額は、委託会社の営業日に日々算出されます。ファンドの基準価額は、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に<為替ヘッジなし>は「エマドン無」、<為替ヘッジあり>は「エマドン有」の銘柄名で掲載されます。また、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

※2 当ファンドを構成する各ファンド間でスイッチングが可能です。スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。スイッチングとは、当ファンドを構成するいずれかのファンドを換金した場合の換金代金をもって、その換金の申込日に他の構成ファンドの購入の申し込みが行われ、かつ当該購入の申し込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものをいいます。なお、販売会社によっては、一部のファンドのみの取り扱いとなる場合や全部または一部のファンド間でスイッチングが行えない場合があります。スイッチングの際の購入時手数料は、販売会社が定めるものとします。また、換金するファンドに対して税金がかかります。詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

(5) 【申込手数料】

- ・購入時手数料^{※1}は、購入口数、購入金額^{※2}または購入代金^{※3}などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.85%（税抜き3.50%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。
詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」にお問い合わせることにより知ることができます。
- ※1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。
- ※2 「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。
- ※3 「購入代金」とは、「購入金額+購入時手数料（税込み）」により計算される金額をいいます。
- ・「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(6) 【申込単位】

購入単位は、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」にお問い合わせることにより知ることができます。

* 「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

(7) 【申込期間】

継続申込期間：2024年4月17日から2024年10月16日まで

* 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において、お申し込みを取り扱います。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」にお問い合わせることにより知ることができます。

(9) 【払込期日】

購入申し込みを行う投資者は、販売会社の定める日までに、購入代金をお申し込みの販売会社にお支払いください。

継続申込期間における各購入申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社によって、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

販売会社において、払い込みを取り扱います。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」にお問い合わせることにより知ることができます。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

* ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業にかかる業務規程などの規則に従って取り扱われます。

* ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(12) 【その他】

- ・申込証拠金はありません。
- ・購入代金には利息を付しません。
- ・日本以外の地域における発行はありません。
- ・クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。
- ・ニューヨークまたはルクセンブルグいずれかの銀行休業日に該当する日には、購入のお申し込みの受け付けを行いません。
- ・ファンドに関する照会先は以下のとおりです。

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100

受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ <https://www.invesco.com/jp/ja/>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

| | |
|---------|--|
| ファンドの目的 | 新興国の企業が発行する米ドル建て社債等を実質的な主要投資対象※とし、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を図ることを目標として運用を行います。 ※ファンドは、投資信託証券を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。「実質的な主要投資対象」とは、投資信託証券を通じて投資する投資対象をいいます。ファンドは、「インベスコ 新興国社債 マザーファンド」および「インベスコ マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）」を投資対象とし、「インベスコ 新興国社債 マザーファンド」の組入比率は原則として高位を保ちます。 |
|---------|--|

②信託金の限度額

| | |
|---------|---|
| 信託金の限度額 | 委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンド金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。 委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。 |
|---------|---|

③ファンドの基本的性格

a. ファンドの商品分類

| 商品分類項目 | | 商品分類の定義 |
|-----------|-------|---|
| 単位型・追加型の別 | 単位型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド |
| | 追加型投信 | |
| 投資対象地域 | 国内 | 目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの |
| | 海外 | |
| | 内外 | |
| 投資対象資産 | 株式 | 目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの |
| | 不動産投信 | |
| | 資産複合 | |

*ファンドの商品分類を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

b. ファンドの属性区分

| 属性区分項目 | | 属性区分の定義 |
|------------------------|-----------------------------|-----------|
| 投資対象資産 | 株式 | |
| | (一般) | (大型株) |
| | (中小型株) | |
| | 債券 | |
| | (一般) | (公債) |
| | (社債) | (その他債券) |
| | (クレジット属性) | |
| | 不動産投信 | |
| その他資産 (投資信託証券 (債券 社債)) | | |
| 資産複合 | | |
| | (資産配分固定型) | (資産配分変更型) |
| 決算頻度 | 年1回 | 年2回 |
| | 年4回 | 年6回 (隔月) |
| | 年12回 (毎月) | 日々 |
| | その他 | |
| | グローバル | 日本 |
| 投資対象地域 | 北米 | 欧州 |
| | アジア | オセアニア |
| | 中南米 | アフリカ |
| | 中近東 (中東) | エマージング |
| | ファミリーファンド | |
| 投資形態 | ファンド・オブ・ファンズ | |
| | ファミリーファンド | |
| 為替ヘッジ* | <為替ヘッジなし> : 為替ヘッジなし | |
| | <為替ヘッジあり> : 為替ヘッジあり (フルヘッジ) | |

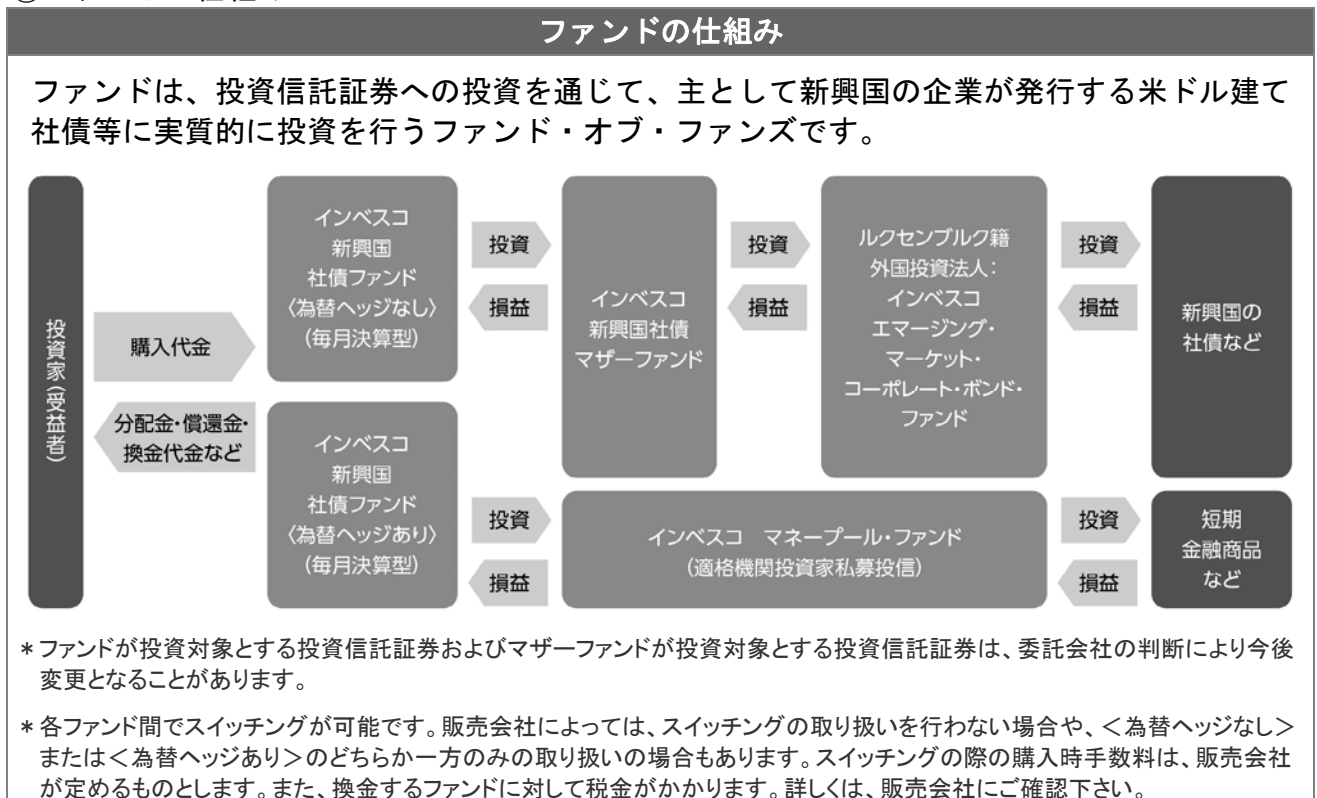
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

*ファンドの属性区分を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

④ファンドの特色

| | |
|----|--|
| 1. | <p>主として、新興国の企業※が発行する米ドル建て社債等に投資します。</p> <p>政府や政府機関が発行する米ドル建ての債券にも投資することがあります。</p> <p>※新興国の企業とは、新興国に登録されている企業、新興国以外で設立されているが、主な事業活動を新興国で行っている企業、主に新興国で登録されている企業の株式を保有している持株会社をいいます。以下、同じです。</p> |
| 2. | <p>トップダウンとボトムアップを融合したアクティブ運用を行い、高水準のインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。</p> |
| 3. | <p>為替変動リスクについて、対応の異なる2つのファンドがあります。</p> <p><為替ヘッジなし>では、実質外貨建資産について、原則として、対円での為替ヘッジを行いません。</p> <p><為替ヘッジあり>では、実質外貨建資産について、原則として、対円での為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。</p> |
| 4. | <p>原則として、毎月18日（同日が休業日の場合は翌営業日）の決算日に分配を行います。委託会社の判断により分配を行わない場合があります。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>* 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。</p> |

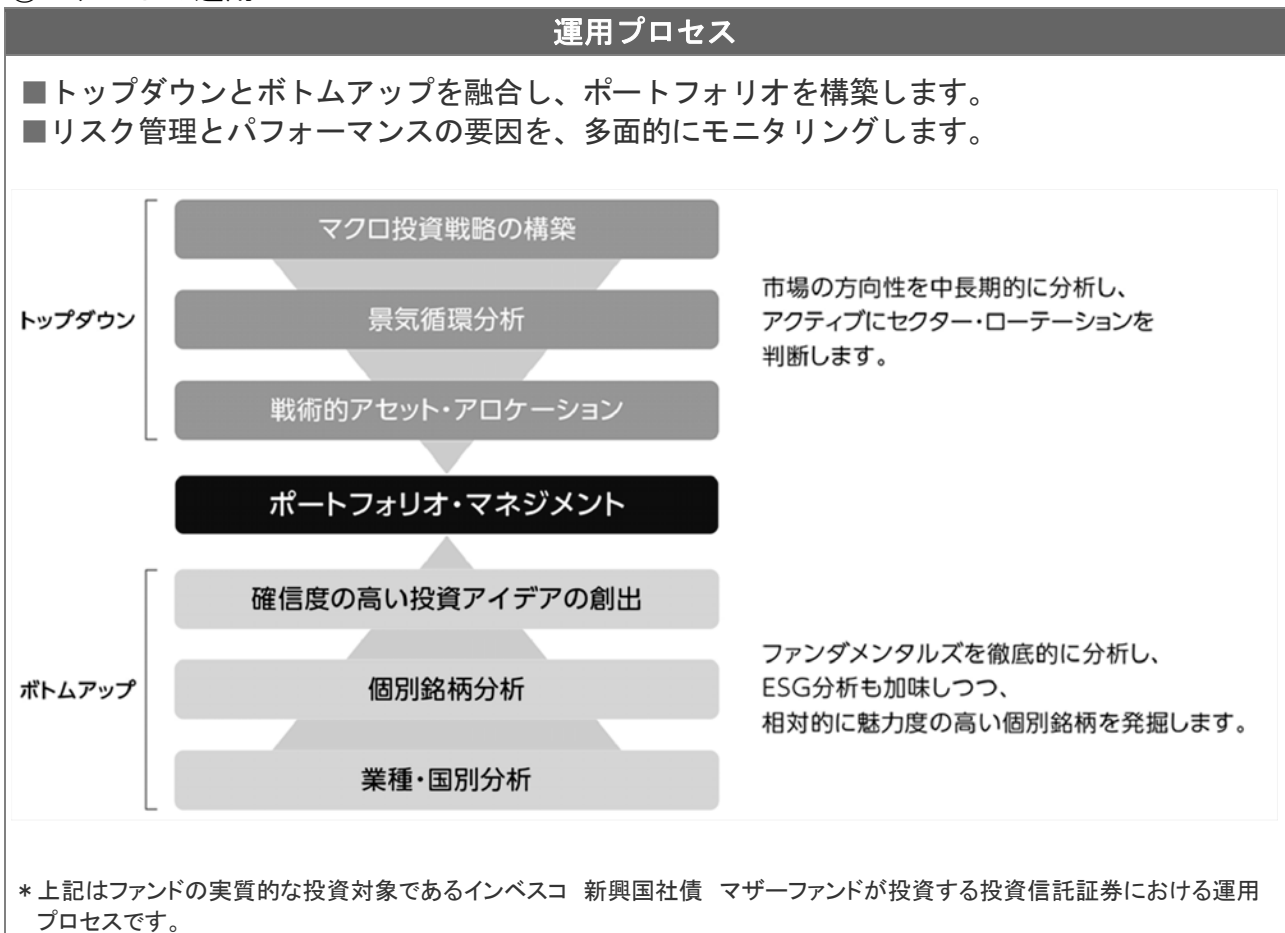
⑤ファンドの仕組み



⑥ファンドのポイント

| ファンドのポイント | | |
|---|---|---|
| ポイント1 高いインカム収益 主に新興国の社債に投資を行うことで相対的に高い利回りの獲得が期待できます | ポイント2 中長期での価格上昇期待 新興国企業の財務体質や業績の向上、格付の改善等による債券価格の上昇により中長期での信託財産の成長が期待できます | ポイント3 インベスコのグローバルな運用力 グローバルな運用拠点を有し経験豊富なインベスコの運用チームが卓越した調査力を活かして運用を行います |

⑦ファンドの運用プロセス



◆ファンドの運用プロセス等は、2024年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

* 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

<投資対象とする投資信託証券の概要>

投資対象とする投資信託証券は、委託会社の判断により変更することがあります。

| インベスコ 新興国社債 マザーファンド | |
|---------------------|---|
| 形態 | 証券投資信託（親投資信託） |
| 主要投資対象 | 主として別に定める投資信託証券 [※] に投資します。 <small>※別に定める投資信託証券については、後記「（参考）マザーファンドが投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。</small> |
| 主な投資態度 | <ul style="list-style-type: none"> ・別に定める投資信託証券[※]への投資を通じて、主として新興国の企業が発行する米ドル建て社債等に実質的に投資します。また、政府や政府機関が発行する米ドル建ての債券にも投資することがあります。 ・投資信託証券への投資割合は、原則として、高位に保ちます。 ・実質外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジを行いません。 ・投資対象とする投資信託証券は、委託者の判断により変更することがあります。 ・資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。 <small>※別に定める投資信託証券については、後記「（参考）マザーファンドが投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。</small> |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 ・株式への直接投資は行いません。 ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ・デリバティブ取引の直接利用は行いません。 |
| 信託報酬等 | ありません。 |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| 委託会社 | インベスコ・アセット・マネジメント株式会社 |
| 決算日 | 毎年1月18日および7月18日（同日が休業日の場合は翌営業日） |

インベスコ マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）

| | |
|---------|---|
| 形態 | 証券投資信託 |
| 主要投資対象 | 主として、円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資します。 |
| 主な投資態度 | <ul style="list-style-type: none"> ・残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期公社債および短期金融商品への投資により、利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローン等で運用を行うことにより流動性の確保を図ります。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・株式への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得した株券および優先株券に限ります。 ・投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建て資産への投資は行いません。 ・デリバティブ取引は利用しません。 |
| 信託報酬等 | <p>信託報酬：純資産総額に対して年率0.55%（税抜き0.50%）以内の率 信託報酬の内訳：委託会社年率0.2222%以内、販売会社年率0.2222%以内、受託会社年率0.0556%以内（いずれも税抜き） *この他、監査費用および売買手数料等の各種費用がかかります。</p> |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| 委託会社 | インベスコ・アセット・マネジメント株式会社 |
| 決算日 | 毎年11月20日（同日が休業日の場合は翌営業日） |

(参考) マザーファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

| | |
|---------|--|
| ファンド名 | インベスコ エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド |
| シェアクラス | クラスC-MD投資信託証券（米ドル建て） |
| 形態 | ルクセンブルグ籍外国投資法人 |
| 主要投資対象 | 主として、新興国の企業が発行する米ドル建て社債等に投資します。 |
| 運用の基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・当ファンドは、高水準の配当利回りの確保および長期的な元本の成長を目的とします。 ・主として、新興国の企業が発行する米ドル建て社債等に投資します。また、政府や政府機関が発行する米ドル建ての債券にも投資することがあります。 ・株式および株式関連証券にファンドの純資産総額の20%まで投資することがあります。 ・効率的な運用およびヘッジ目的のため、デリバティブ取引を行うことがあります。 |
| 運用管理費用 | 当ファンドの平均純資産総額の年率0.75%に相当する額とします。 |
| その他の費用 | 管理事務代行報酬※（当ファンドの平均純資産総額の年率0.20%を超えない額）、監査費用、売買手数料、保管費用等の各種費用がかかります。※管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社等への報酬をいいます。 |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 解約手数料 | ありません。 |
| 管理会社 | インベスコ・マネジメント・エス・エイ |
| 投資顧問会社 | インベスコ・アドバイザーズ・インク |
| 決算日 | 毎年2月末日 |
| 分配方針 | 分配は毎月最終営業日に行われ、翌月の11日（ファンド営業日でない場合は翌営業日）に支払われます。 |

◆ファンドが投資対象とする投資信託証券およびマザーファンドが投資対象とする投資信託証券は、委託会社の判断により今後変更となることがあります。

(2) 【ファンドの沿革】

| | |
|-----------|--------------------|
| 2016年3月4日 | 信託契約締結、ファンド設定、運用開始 |
|-----------|--------------------|

(3) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの運営の仕組み

a. ファンドの関係法人の概要



b. 委託会社およびファンドの関係法人の役割

| | |
|--|--|
| <p>委託会社 インベスコ・アセット・マネジメント株式会社</p> | <p>投資信託財産の運用指図、信託約款の届け出、受託会社との信託契約の締結・解約の実行、受益権の発行、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）・運用報告書の作成、投資信託財産の計算（受益権の基準価額の計算）および投資信託財産に関する帳簿書類の作成などを行います。</p> |
| <p>受託会社 三井住友信託銀行株式会社 ＜再信託受託会社＞ 株式会社日本カストディ銀行</p> | <p>委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。 なお、株式会社日本カストディ銀行に信託事務の一部を委託することがあります。</p> |
| <p>販売会社</p> | <p>受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。</p> |

c. 委託会社がファンドの関係法人と締結している契約等の概要

| | |
|--|---|
| <p>受託会社と締結している契約： 証券投資信託契約</p> | <p>信託約款に基づき締結され、運用方針、投資制限、委託会社・受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬の総額、信託期間などファンドの運営に関する事項が規定されています。</p> |
| <p>販売会社と締結している契約： 受益権の募集・販売等に関する契約</p> | <p>受益権の募集・販売の取り扱い、分配金・換金代金・償還金の支払いに関する事務、その他これらに付随する事務および手続きなどの内容が規定されています。</p> |

②委託会社等の概況

| | | | | |
|---------|--|--|---------|------|
| 名称（商号等） | インベスコ・アセット・マネジメント株式会社 （金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第306号） | | | |
| 資本金 | 4,000百万円（2024年1月31日現在） | | | |
| 沿革 | <p>1986年：エムアイエム・トウキョウ株式会社（後のインベスコ投資顧問株式会社）設立</p> <p>1990年：エムアイエム投信株式会社（後のインベスコ投信株式会社）設立</p> <p>1996年：インベスコ投資顧問株式会社とインベスコ投信株式会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更</p> <p>1998年：エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併</p> <p>2014年：インベスコ・アセット・マネジメント株式会社に社名変更</p> | | | |
| 大株主の状況 | （2024年1月31日現在） | | | |
| | 名称 | 住所 | 所有株式数 | 所有比率 |
| | インベスコ・フ アー・イース ト・リミテッド | Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, United Kingdom | 40,000株 | 100% |

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

| | |
|--------|---|
| 基本方針 | この投資信託は、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を図ることを目標として運用を行います。 |
| 主な投資態度 | <ul style="list-style-type: none">・マザーファンド受益証券を通じて、別に定める投資信託証券へ投資し、主として新興国の企業が発行する米ドル建て社債等に実質的に投資します。また、政府や政府機関が発行する米ドル建ての債券にも投資することがあります。・マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。・インベスコ マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）を通じて、円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資します。・実質外貨建資産については、以下の運用を行います。<ul style="list-style-type: none"><為替ヘッジなし>原則として、対円での為替ヘッジを行いません。<為替ヘッジあり>原則として、対円での為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。・マザーファンド受益証券を通じて投資対象とする投資信託証券は、委託者の判断により変更することがあります。・資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。 |

(2) 【投資対象】

| | |
|---|---|
| <p>投資対象とする資産の種類（特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるもの））</p> | <p>a. 有価証券 b. 約束手形 c. 金銭債権</p> |
| <p>投資対象とする資産の種類（特定資産以外の資産）</p> | <p>a. 為替手形</p> |
| <p>投資対象とする有価証券</p> | <p>委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券およびインベスコ マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）の受益権のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。</p> <p>a. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等 b. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前a. の証券の性質を有するもの c. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。） d. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）</p> <p>*前記c. の証券を「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。</p> |
| <p>投資対象とする金融商品</p> | <p>委託会社は、信託金を、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。</p> <p>a. 預金 b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。） c. コール・ローン d. 手形割引市場において売買される手形</p> <p>*前記「投資対象とする有価証券」にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記の金融商品により運用することができます。</p> |

(3) 【運用体制】

| ファンドの運用体制の概要 | |
|--------------------|--|
| | |
| 内部管理および意思決定を監督する組織 | <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス部（4名程度）は、ファンドのガイドラインの遵守状況のモニタリングを行い、その結果異常がある場合、リスク管理委員会に報告します。 ・プロダクト・マネジメント本部（20名程度）は、投資対象となる投資信託証券のパフォーマンス状況などを、運用リスク管理委員会に報告し、定性・定量面におけるモニタリングを継続的に実施します。 ・運用リスク管理委員会（10名程度）は、プロダクト・マネジメント本部からの報告を基に、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をリスク管理委員会へ報告します。 <p>* 「3 投資リスク (3)投資リスクに対する管理体制」もご覧下さい。</p> |
| 運用に関する社内規程 | ファンドの運用業務およびリスク管理について、それぞれ社内規程を定めています。 |
| ファンドの関係法人に対する管理体制 | 受託会社などの管理・統制については、外部監査法人による「内部統制監査報告書」を入手し、検証・モニタリングなどを行っております。 |

◆上記運用体制における組織名称等は、2024年1月31日現在のものであり、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

| | |
|----------|--|
| ファンドの決算日 | 毎月18日（同日が休業日の場合は翌営業日）。 |
| 分配方針 | <ul style="list-style-type: none">・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰り越し分を含む配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。・分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。・留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。 |
| 分配金の支払い | <p>a. 「分配金再投資コース」 分配金は、税引き後無手数料で再投資されます。</p> <p>b. 「分配金受取りコース」 分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社でお支払いを開始します。</p> <p>* 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該分配金にかかる決算日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者として）に支払います。</p> <p>* 「分配金再投資コース」の分配金の再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。</p> |

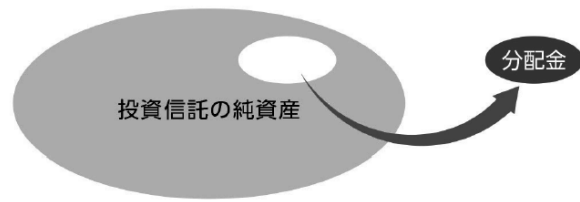
*当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドは、2016年3月4日から3月10日までの期間に主に投資を行っていたインベスコ エマージング社債オープン（適格機関投資家私募投信）から支払われた39,834,698円の分配金を2016年3月11日に計上しました。かかる分配金は当ファンドの運用者として行ったポートフォリオマネジメントの結果に由来するものではなく、したがって、当ファンドの将来的な分配金の予測材料とするべきではありません。

◆上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

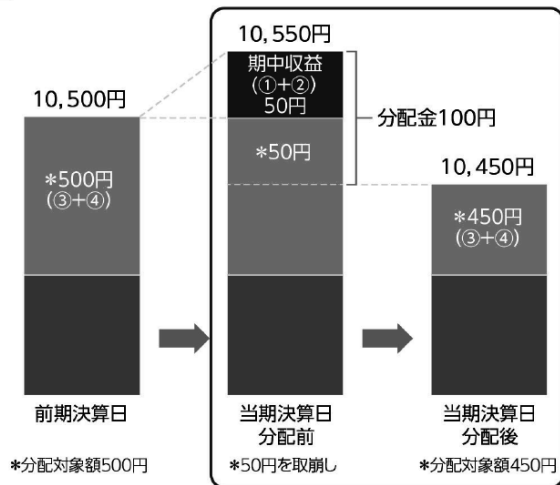
投資信託で分配金が支払われるイメージ



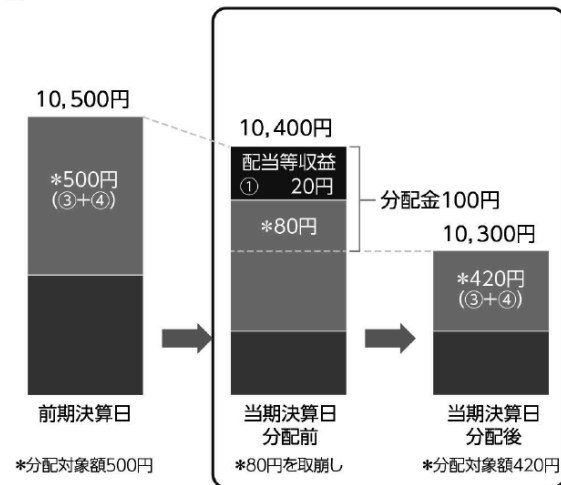
■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

■前期決算日から基準価額が上昇した場合



■前期決算日から基準価額が下落した場合

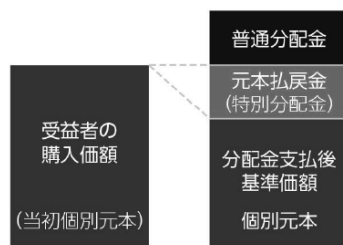


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

*上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

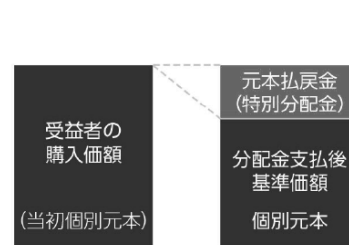
■受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

■分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

■分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



| | |
|---------------|---|
| 普通分配金 | 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。 |
| 元本払戻金 (特別分配金) | 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。 |

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

(5) 【投資制限】

①信託約款上の投資制限

| | |
|-------------------------|---|
| 投資信託証券への投資制限（運用の基本方針） | 投資信託証券（マザーファンド受益証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。 |
| 株式への投資制限（運用の基本方針） | 株式への直接投資は行いません。 |
| 外貨建資産への投資制限（運用の基本方針） | 外貨建資産への実質投資割合※には、制限を設けません。 ※ 実質投資割合とは、ファンドに属する資産の時価総額と、投資対象する投資信託証券に属する資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属する投資信託証券の受益証券の時価総額に、投資信託証券の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額のファンドの純資産総額に対する割合をいいます。以下同じです。 |
| デリバティブ取引の利用（運用の基本方針） | デリバティブ取引の直接利用は行いません。 |
| 信用リスク集中回避のための投資制限（第19条） | 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該実質比率を超えることとなった場合には、委託会社は一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該実質比率以内となるよう調整を行うものとしします。 |
| 公社債の借り入れの指図（第20条） | <ul style="list-style-type: none">・投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。・当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行います。・借り入れにかかる品借料は、投資信託財産中から支弁します。 |
| 特別の場合の外貨建資産への投資制限（第21条） | わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、外貨建資産への投資が制約されることがあります。 |
| 外国為替予約取引の指図（第22条） | 投資信託財産に属する実質外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。 |
| 資金の借り入れ（第28条） | <ul style="list-style-type: none">・投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。・当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。・借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。 |

◆上記の投資制限の詳細は、信託約款をご覧ください。

②法令に基づく投資制限

| | |
|---|---|
| デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号） | 委託会社は、信託財産に関して、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。 |
| 同一の法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条） | 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として保有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権総数の100分の50を超えることとなる場合、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。 |

3 【投資リスク】

投資信託はリスクを含む商品であり、ファンドは実質的に外国の債券など値動きのある有価証券等に投資しますので、以下のような要因により基準価額が変動し、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

委託会社の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資信託は、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は投資者保護基金には加入していません。

ご投資家の皆さまにおかれましては、ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申し込みください。

(1) 基準価額の変動要因

| | |
|-----------------------------|--|
| <p>価格変動リスク (債券)</p> | <p>《債券の価格の下落は、基準価額の下落要因です。》 債券の価格は、金利動向（一般的に金利が上昇した場合、価格は下落します。）、政治・経済情勢、発行体の財務状況や業績の悪化などを反映し、下落することがあります。 ハイ・イールド債（投資適格未満債）は、投資適格の債券と比べ、「価格変動リスク」「信用リスク」「流動性リスク」が高い傾向にあります。</p> |
| <p>価格変動リスク (デリバティブ)</p> | <p>《デリバティブの価格の下落は、基準価額の下落要因です。》 デリバティブ（金融派生商品）の価格は、対象となる指標（金利、通貨、クレジットなど）の動向などを反映し、下落することがあります。また対象となる指標と異なる動きをする場合もあります。</p> |
| <p>信用リスク</p> | <p>《発行体や取引先の債務不履行等の発生は、基準価額の下落要因です。》 ファンドが投資する有価証券の発行体が債務不履行や倒産に陥った場合、または懸念される場合、当該有価証券の価格が大きく下落したり、投資資金を回収できなくなることがあります。また、投資する金融商品の取引先に債務不履行等が発生した場合に、損失が生じることがあります。</p> |
| <p>カントリー・リスク</p> | <p>《投資対象国・地域の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です。》 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の急激な変化や新たな取引規制が導入される場合などには、ファンドが投資する有価証券等の価格が下落したり、新たな投資や投資資金の回収ができなくなる可能性があります。 新興国・地域への投資は、先進国への投資に比べ、「カントリー・リスク」「価格変動リスク」「信用リスク」「流動性リスク」が高い傾向にあります。</p> |

| | |
|---------|---|
| 為替変動リスク | <p>＜為替ヘッジなし＞</p> <p>《為替の変動（円高）は、基準価額の下落要因です。》</p> <p>為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けることになり、円高方向に変動した場合には外貨建資産の円での資産価値が下落します。</p> <p>＜為替ヘッジあり＞</p> <p>《為替の変動（円高）が基準価額に与える影響は限定的です。》</p> <p>為替ヘッジ（原則としてフルヘッジ）を行い為替変動リスクの低減に努めますが、為替変動の影響を完全に排除できるとは限りません。また、円金利が為替ヘッジを行う通貨の金利より低い場合、当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかります。</p> <p>なお、ファンドの実質的な主要投資対象は米ドル建ての外国投資信託証券です。＜為替ヘッジあり＞では、米ドルについて対円での為替ヘッジを行います。当該外国投資信託証券を通じて米ドル建て以外の資産に投資する場合、＜為替ヘッジあり＞においても米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けることがあります。</p> |
| 流動性リスク | <p>《流動性の低い有価証券等は、不利な条件での売買となる可能性があります。》</p> <p>市場規模が小さい、または取引量が少ない有価証券等については、市場実勢から期待される価格で売買できない場合や、希望する数量の一部またはすべての売買ができない可能性があります。</p> |

◆基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

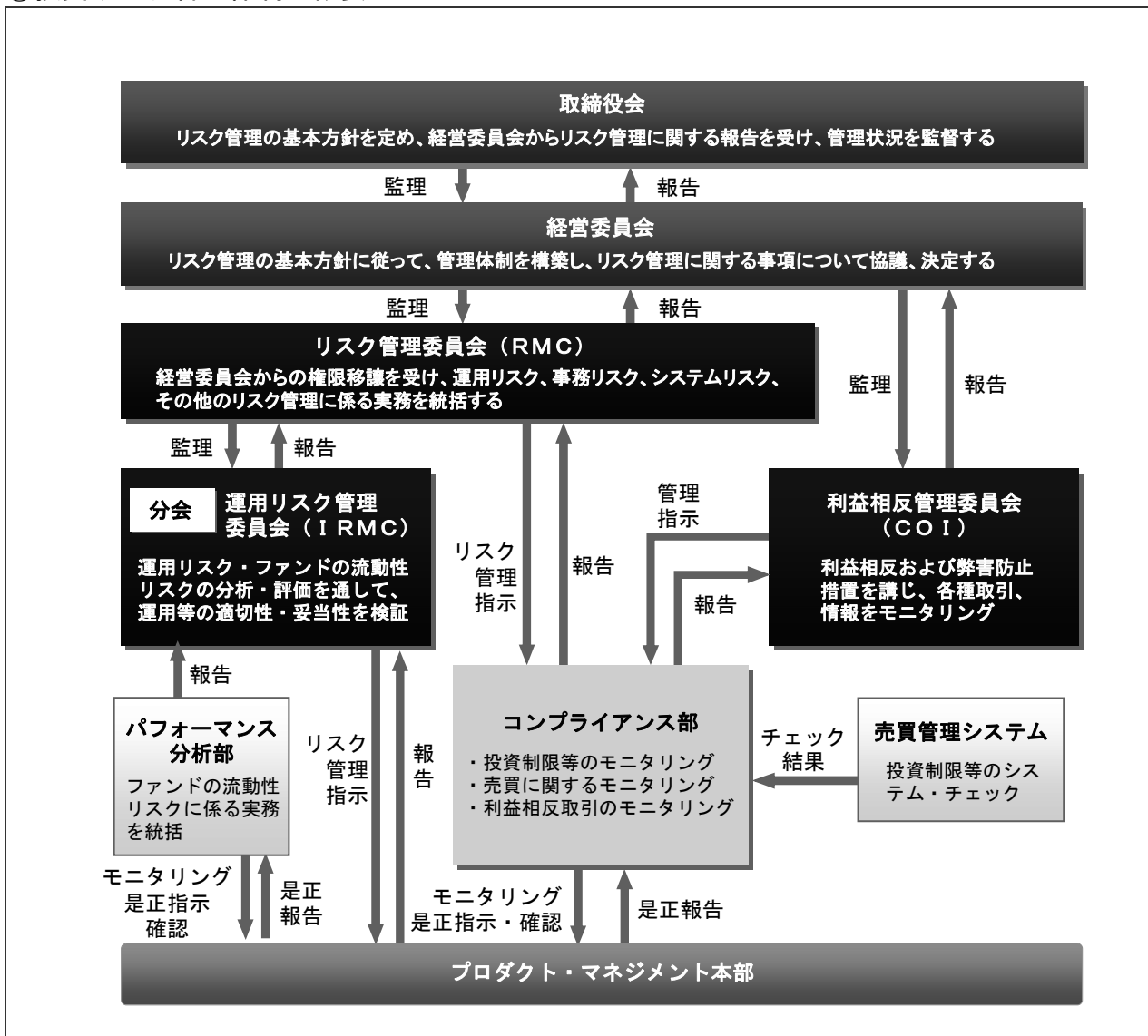
(2) その他の留意点

投資信託に関する留意点

| | |
|--------------------|---|
| 換金に関する留意点 | <p>ファンドにおいて短期間に相当金額の換金資金の手当てを行う場合や市場環境の急激な変化等が生じた場合は、当初期待された価格や数量で有価証券等を売却できないことや取引に時間を要することがあるため、基準価額に影響を及ぼす可能性があります。また、これらの要因等により有価証券等の売却・換金が困難となった場合や、資金の受け渡しに関する障害が発生した場合は、ファンドの換金のお申し込みの受付中止（既にお申し込みを受け付けた場合を含みます。）や換金資金のお支払いの遅延となる可能性があります。</p> |
| ファミリーファンド方式に関する留意点 | <p>マザーファンド受益証券に投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動などが生じ、マザーファンドにおいて組入有価証券等の売買が行われた場合などには、組入有価証券等の価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。</p> |

(3) 投資リスクに対する管理体制

①投資リスク管理体制の概要



| | |
|--------------------------|--|
| <p>リスク管理委員会 (RMC)</p> | <p>取締役会で定めたリスク管理の基本方針、およびリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理に係る実務を「リスク管理委員会」(以下「RMC」といいます。)で統括します。 RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。</p> |
| <p>運用リスク管理委員会 (IRMC)</p> | <p>RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」(以下「IRMC」といいます。)を開催し、運用リスクおよびファンドの流動性リスクの管理を行います。 IRMCは、上記のリスクを把握し、運用等の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。</p> |
| <p>利益相反管理委員会 (COI)</p> | <p>利益相反管理委員会 (COI) は、顧客と委託会社の利益相反行為等の顕在化防止のため、議決権行使を含む様々な取引等をモニタリングして、その結果を経営委員会へ報告します。</p> |

②関係部署の役割

| | |
|----------------|--|
| コンプライアンス部 | ファンドの信託約款や法令等で規定されているガイドラインの遵守状況などをモニタリングし、その結果異常があればRMCに報告し、必要に応じてプロダクト・マネジメント本部へ是正を指示し、是正状況を確認します。 |
| プロダクト・マネジメント本部 | 投資対象となる投資信託証券のパフォーマンス状況、ファンドの流動性管理の状況などをIRMCに報告し、定性・定量面におけるモニタリングを継続的に実施します。また、ファンドの流動性に関する緊急時対応策の有効性を検証し、その結果をIRMCに報告します。 |
| パフォーマンス分析部 | ファンドの流動性リスクに係るモニタリングや是正措置の策定などの実務を統括し、その結果をIRMCに報告します。 |

(参考) 投資対象ファンドにおける投資リスク管理体制

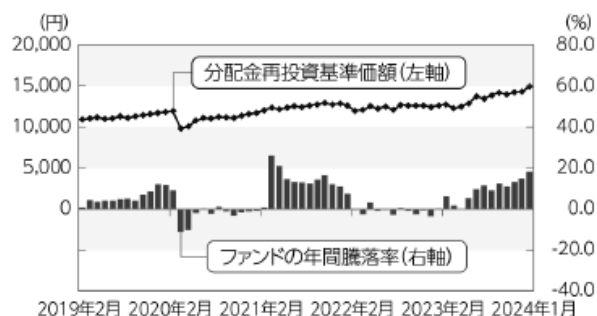
| | |
|-----------|--|
| システムによる管理 | 売買管理システムにより、投資ガイドラインや投資制限等の違反となる取引を事前に回避し、違反の可能性がある場合には、運用部門に警告を發します。 |
| 専門部門による管理 | 運用部門と独立した各専門部門により、以下の管理を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ファンドのパフォーマンスやポートフォリオ・リスク等の計測・分析は、各専門部門で行われ、これらの計測・分析の結果は運用部門に提供され、適宜、運用状況の確認ができる体制としています。 ・コンプライアンス部門では、投資ガイドラインおよび法令等の規定についての遵守状況をモニタリングし、必要に応じて運用部門に是正指示や是正状況の確認を行います。 |

- ◆上記「投資リスクに対する管理体制」における組織名称などは、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的な投資リスク管理体制が変更されるものではありません。

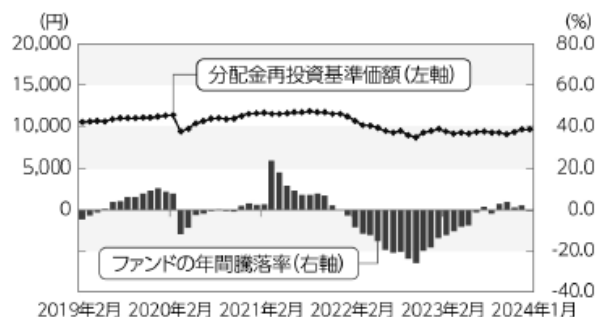
〈参考情報〉

■ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

<為替ヘッジなし>



<為替ヘッジあり>

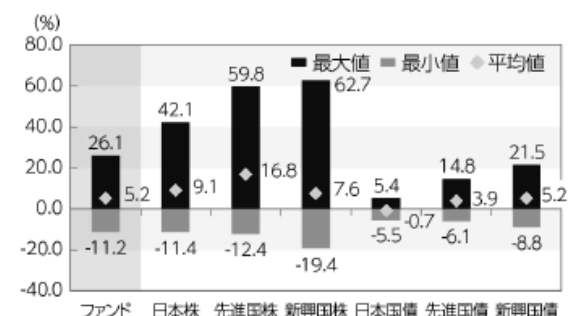


* 上記、各グラフのファンドに関するデータは、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算した分配金再投資基準価額を用いています。実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

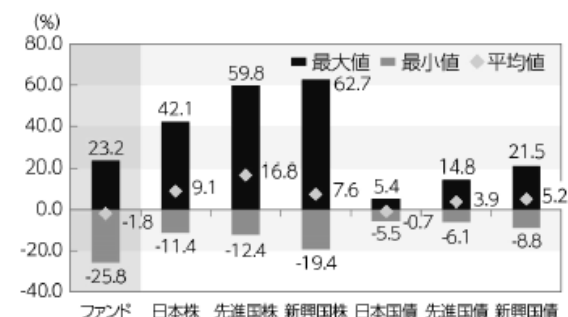
■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンド：2019年2月～2024年1月
代表的な資産クラス：2019年2月～2024年1月

<為替ヘッジなし>



<為替ヘッジあり>



* 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、ファンドと他の代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示しています。

代表的な資産クラスの指数について

日本株 TOPIX (東証株価指数) (配当込み)

TOPIX (東証株価指数) (配当込み) は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。なお、円ベース指数については、委託会社がMSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、米ドルベース) に、当日の米ドル為替レート (WM/ロイター値) を乗じて算出しています。

日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドは、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。円ベース指数については、委託会社がJPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (米ドルベース) に、当日の米ドル為替レート (WM/ロイター値) を乗じて算出しています。

指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利はJPMorgan Chase & Co.及び関係会社 (「JPモルガン」) に帰属しております。JPモルガンは、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。JPモルガンは、指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドを推奨するものでもなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

* 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースのものを使用しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】 <投資者が直接的に負担する費用>

| | |
|----------------|---|
| 購入時手数料 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 購入時手数料^{※1}は、購入口数、購入金額^{※2}または購入代金^{※3}などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.85%（税抜き3.50%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 ・ 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、販売会社にお支払いいただきます。 <p>詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。</p> <p>※1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。</p> <p>※2 「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。</p> <p>※3 「購入代金」とは、「購入金額+購入時手数料(税込み)」により計算される金額をいいます。</p> |
| 分配金の再投資にかかる手数料 | 「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。 |

(2) 【換金(解約)手数料】 <投資者が直接的に負担する費用>

| | |
|-----------|----------------------------|
| 換金(解約)手数料 | ファンドの換金(解約)にあたり、手数料はありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |

* 「信託財産留保額」とは、換金(解約)する受益者と償還時まで投資を続ける受益者との間の公平性を確保するため、信託期間満了前に換金(解約)する受益者から徴収する一定の金額をいいます。差し引かれた信託財産留保額は、信託財産に留保されます。

(3) 【信託報酬等】 <投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

| <p>信託報酬の額</p> | <p>日々の投資信託財産の純資産総額に年率0.803%（税抜き0.73%）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。</p> <p>なお、投資対象となる投資信託証券においても信託報酬等が別途かかりますので、受益者が負担する実質的な信託報酬率は、投資信託財産の純資産総額に対して合計で年率1.553%（税込み）程度*となります。</p> <p>*この値はあくまでも目安であり、実際の投資信託証券の投資比率によって、実質的な信託報酬率は変動します。</p> <p>（参考）投資対象となる投資信託証券の信託報酬率等</p> <table border="1" data-bbox="360 539 1417 1025"> <thead> <tr> <th data-bbox="360 539 651 573">投資信託証券の名称</th> <th data-bbox="651 539 1417 573">信託報酬率等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="360 573 651 882">インベスコ 新興国社債 マザーファンド</td> <td data-bbox="651 573 1417 882"> 信託報酬はありません。 投資対象とする投資信託証券において次の費用がかかります。 [インベスコ エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド クラスC-MD投資信託証券（米ドル建て）] <運用管理費用> 平均純資産総額の年率0.75%に相当する額 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 882 651 1025">インベスコ マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）</td> <td data-bbox="651 882 1417 1025"> <信託報酬> 純資産総額に対して年率0.55%（税抜き0.50%）以内の率 *上記の信託報酬率等の他、監査費用や売買委託手数料等の各種費用がかかります。 </td> </tr> </tbody> </table> | 投資信託証券の名称 | 信託報酬率等 | インベスコ 新興国社債 マザーファンド | 信託報酬はありません。 投資対象とする投資信託証券において次の費用がかかります。 [インベスコ エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド クラスC-MD投資信託証券（米ドル建て）] <運用管理費用> 平均純資産総額の年率0.75%に相当する額 | インベスコ マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信） | <信託報酬> 純資産総額に対して年率0.55%（税抜き0.50%）以内の率 *上記の信託報酬率等の他、監査費用や売買委託手数料等の各種費用がかかります。 | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|---|-----------|--------|---------------------|---|--------------------------------|--|-------|-------|-------|-------|-----|-------|------|--|------|--|------|-----------------------------|
| 投資信託証券の名称 | 信託報酬率等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| インベスコ 新興国社債 マザーファンド | 信託報酬はありません。 投資対象とする投資信託証券において次の費用がかかります。 [インベスコ エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド クラスC-MD投資信託証券（米ドル建て）] <運用管理費用> 平均純資産総額の年率0.75%に相当する額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| インベスコ マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信） | <信託報酬> 純資産総額に対して年率0.55%（税抜き0.50%）以内の率 *上記の信託報酬率等の他、監査費用や売買委託手数料等の各種費用がかかります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>信託報酬の配分</p> | <p>信託報酬の配分は、以下の通り（税抜き）とします。</p> <table border="1" data-bbox="360 1111 1417 1196"> <thead> <tr> <th data-bbox="360 1111 571 1196">配分（年率）</th> <th data-bbox="571 1111 783 1196">委託会社</th> <th data-bbox="783 1111 995 1196">販売会社</th> <th data-bbox="995 1111 1208 1196">受託会社</th> <th data-bbox="1208 1111 1417 1196">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="360 1155 571 1196"></td> <td data-bbox="571 1155 783 1196">0.05%</td> <td data-bbox="783 1155 995 1196">0.65%</td> <td data-bbox="995 1155 1208 1196">0.03%</td> <td data-bbox="1208 1155 1417 1196">0.73%</td> </tr> </tbody> </table> <p>信託報酬の配分先および役務の内容は以下の通りです。</p> <table border="1" data-bbox="360 1272 1417 1496"> <thead> <tr> <th data-bbox="360 1272 571 1317">配分先</th> <th data-bbox="571 1272 1417 1317">役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="360 1317 571 1391">委託会社</td> <td data-bbox="571 1317 1417 1391">ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1391 571 1464">販売会社</td> <td data-bbox="571 1391 1417 1464">購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1464 571 1496">受託会社</td> <td data-bbox="571 1464 1417 1496">ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等</td> </tr> </tbody> </table> | 配分（年率） | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 合計 | | 0.05% | 0.65% | 0.03% | 0.73% | 配分先 | 役務の内容 | 委託会社 | ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等 | 販売会社 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等 | 受託会社 | ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等 |
| 配分（年率） | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 合計 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 0.05% | 0.65% | 0.03% | 0.73% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 配分先 | 役務の内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委託会社 | ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 販売会社 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受託会社 | ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>支払方法</p> | <p>毎日計上し、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(4) 【その他の手数料等】 < 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 >

① 信託事務の諸経費

| | |
|--------|---|
| 該当する費用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産を外国で保管する場合の費用 ・ 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用 ・ 受託会社の立て替えた立替金の利息 ・ 投資信託財産に関する租税 ・ 信託事務の処理等に要する諸費用 |
| 計算方法等 | 運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額または計算方法を記載できません。 |
| 支払方法 | 受益者の負担とし、投資信託財産中から実費を支弁します。 |

② その他諸費用

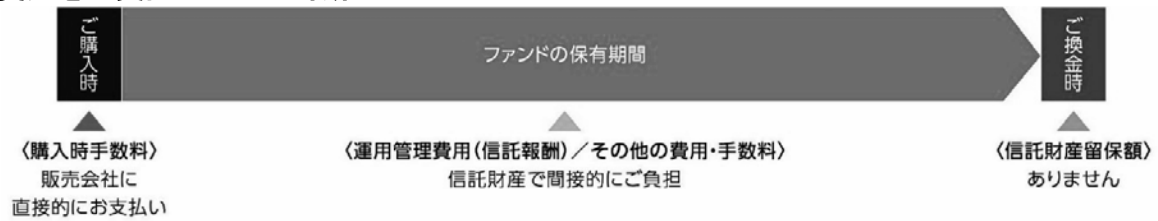
| | | | |
|----------------------------|---|--------------|----------------------------|
| 該当する費用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査費用（ファンドの決算時等に監査法人から監査を受けるための費用） ・ 法律顧問および税務顧問への報酬 ・ 受益権の管理事務等に関連する費用 ・ 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成および届出または提出にかかる費用 ・ 目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用 ・ ファンドの受益者に対してする公告にかかる費用、ならびに信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用 ・ 運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用 | | |
| 計算方法等 | <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">その他諸費用 上限固定率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">純資産総額に対して年率0.11%（税抜き0.10%）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託会社は、その他諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支払いを投資信託財産から受けることができます。 ・ 委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その他諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった結果として、投資信託財産の純資産総額の年率0.11%（税抜き0.10%）相当額を上限とし一定の率を定め、かかるその他諸費用の合計額とみなし、ファンドより受領することができます。 ・ 委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託期間中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。 | その他諸費用 上限固定率 | 純資産総額に対して年率0.11%（税抜き0.10%） |
| その他諸費用 上限固定率 | | | |
| 純資産総額に対して年率0.11%（税抜き0.10%） | | | |
| 支払方法 | 毎日計上し、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から、消費税等相当額とともに、委託会社に支払われます。 | | |

(参考) 投資対象となる投資信託証券のその他の費用

| 投資信託証券の名称 | その他の費用 |
|------------------------|--|
| インベスコ 新興国社債 マザーファンド | 投資対象とする投資信託証券において、管理事務代行報酬（平均純資産総額の年率0.20%を超えない額）、監査費用、売買手数料、保管費用等の各種費用がかかります。 |

◆ 上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

(参考)
各費用をご負担いただく時期



<照会先>

上記、手数料等に関する詳細は、お申し込みの販売会社または以下の照会先へお問い合わせください。

◇照会先◇

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100

受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ <https://www.invesco.com/jp/ja/>

(5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。日本の居住者（法人を含む。）である受益者に対する課税上の取扱いは、以下のとおりです。

①個人の受益者に対する課税の取扱い

| | | | | | |
|------------------------|---|---------------|---------------------------------|-------------|-------------------------|
| <p>分配金に対する課税</p> | <ul style="list-style-type: none"> 分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。 <table border="1" data-bbox="523 434 1422 584"> <tr> <td data-bbox="523 434 903 510">2037年12月31日まで</td> <td data-bbox="903 434 1422 510">20.315% (所得税15.315%および地方税5%)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 510 903 584">2038年1月1日以降</td> <td data-bbox="903 510 1422 584">20% (所得税15%および地方税5%)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 原則として確定申告は不要ですが、確定申告により総合課税（配当控除は適用されません。）または申告分離課税を選択することも可能です。 | 2037年12月31日まで | 20.315% (所得税15.315%および地方税5%) | 2038年1月1日以降 | 20% (所得税15%および地方税5%) |
| 2037年12月31日まで | 20.315% (所得税15.315%および地方税5%) | | | | |
| 2038年1月1日以降 | 20% (所得税15%および地方税5%) | | | | |
| <p>解約金および償還金に対する課税</p> | <ul style="list-style-type: none"> 解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。 <table border="1" data-bbox="523 784 1422 934"> <tr> <td data-bbox="523 784 903 860">2037年12月31日まで</td> <td data-bbox="903 784 1422 860">20.315% (所得税15.315%および地方税5%)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 860 903 934">2038年1月1日以降</td> <td data-bbox="903 860 1422 934">20% (所得税15%および地方税5%)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）を利用した場合は、申告不要です。 | 2037年12月31日まで | 20.315% (所得税15.315%および地方税5%) | 2038年1月1日以降 | 20% (所得税15%および地方税5%) |
| 2037年12月31日まで | 20.315% (所得税15.315%および地方税5%) | | | | |
| 2038年1月1日以降 | 20% (所得税15%および地方税5%) | | | | |
| <p>損益通算について</p> | <ul style="list-style-type: none"> 解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により他の上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算することができます。 解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、他の上場株式等の譲渡損と損益通算することができます。 <p>* 特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。</p> | | | | |

◇少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税の取り扱い

| | | |
|---------------------|--|---------|
| 分配金、解約金および償還金に対する課税 | <ul style="list-style-type: none"> 分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率により所得税が源泉徴収されます。 | |
| | 2037年12月31日まで | 15.315% |
| | 2038年1月1日以降 | 15% |
| | <ul style="list-style-type: none"> 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額より控除することができます。 | |

◇個別元本について

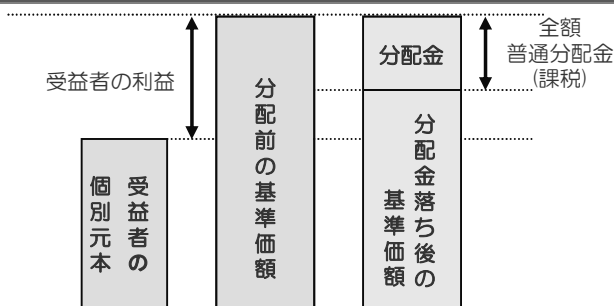
- 追加型株式投資信託について、受益者ごとの取得時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（以下「個別元本」といいます。）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加取得を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 受益者が元本払戻金(特別分配金)*を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

*「元本払戻金(特別分配金)」については、下記「分配金の課税について」をご参照ください。

◇分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

普通分配金



分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額または上回っている場合、分配金の全額が普通分配金となります。

※上図は、イメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金を示唆するものではありません。

元本払戻金(特別分配金)



分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合、その下回る部分が元本払戻金(特別分配金)となり、分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

※上図は、イメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金を示唆するものではありません。

- ◆上記は、2024年1月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。その結果、上記の記載内容に変更が生じることがあります。
- ◆外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ◆税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】 (2024年1月31日現在)

<為替ヘッジなし>

| 投資資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|------|------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 62,810,730 | 99.95 |
| 投資信託受益証券 | 日本 | 49,630 | 0.07 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | | △20,324 | △0.03 |
| 合計(純資産総額) | | 62,840,036 | 100.00 |

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

<為替ヘッジあり>

| 投資資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|------|------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 11,072,658 | 101.66 |
| 投資信託受益証券 | 日本 | 49,630 | 0.45 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | | △230,592 | △2.11 |
| 合計(純資産総額) | | 10,891,696 | 100.00 |

(参考) インベスコ 新興国社債 マザーファンド

| 投資資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|---------|------------|---------|
| 投資証券 | ルクセンブルグ | 72,165,425 | 97.67 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | | 1,718,307 | 2.32 |
| 合計(純資産総額) | | 73,883,732 | 100.00 |

(2) 【投資資産】 (2024年1月31日現在)

① 【投資有価証券の主要銘柄】

<為替ヘッジなし>

| 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 (口数) | 帳簿価額単価 帳簿価額金額 (円) | 評価額単価 評価額金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|------|---------------|--------------------------|------------|-------------------------|-----------------------|-----------------|
| 日本 | 親投資信託 受益証券 | インベスコ 新興国社 債 マザーファンド | 39,200,356 | 1.6001 62,724,491 | 1.6023 62,810,730 | 99.95 |
| 日本 | 投資信託 受益証券 | インベスコ マネープール・ ファンド | 50,006 | 0.9925 49,630 | 0.9925 49,630 | 0.07 |

種類別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 99.95 |
| 投資信託受益証券 | 0.07 |
| 合計 | 100.03 |

<為替ヘッジあり>

| 国/ 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 (口数) | 帳簿価額単価 帳簿価額金額 (円) | 評価額単価 評価額金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----------|---------------|--------------------------|------------|-------------------------|-----------------------|-----------------|
| 日本 | 親投資信託 受益証券 | インベスコ 新興国社 債 マザーファンド | 6,910,478 | 1.6004 11,060,220 | 1.6023 11,072,658 | 101.66 |
| 日本 | 投資信託 受益証券 | インベスコ マネープール・ ファンド | 50,006 | 0.9925 49,630 | 0.9925 49,630 | 0.45 |

種類別投資比率

| 種 類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 101.66 |
| 投資信託受益証券 | 0.45 |
| 合 計 | 102.11 |

(参考)インベスコ 新興国社債 マザーファンド

| 国/ 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 (口数) | 帳簿価額単価 帳簿価額金額 (円) | 評価額単価 評価額金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|-------------|------|--|------------|-------------------------|------------------------|-----------------|
| ルクセン ブルグ | 投資証券 | インベスコ エマー ジング・マーケット ・コーポレート・ボ ンド・ファンド | 62,117.09 | 1,155.09 71,751,149 | 1,161.76 72,165,425 | 97.67 |

種類別投資比率

| 種 類 | 投資比率(%) |
|------|---------|
| 投資証券 | 97.67 |
| 合 計 | 97.67 |

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

<為替ヘッジなし>

| | 純資産総額 (百万円) (分配落) | 純資産総額 (百万円) (分配付) | 1口当たり 純資産額(円) (分配落) | 1口当たり 純資産額(円) (分配付) |
|----------------------|-------------------------|-------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 第1 特定期間末(2016年7月19日) | 29 | 29 | 0.9945 | 0.9945 |
| 第2 特定期間末(2017年1月18日) | 31 | 32 | 1.0265 | 1.0355 |
| 第3 特定期間末(2017年7月18日) | 32 | 32 | 0.9994 | 1.0084 |
| 第4 特定期間末(2018年1月18日) | 33 | 33 | 0.9756 | 0.9846 |
| 第5 特定期間末(2018年7月18日) | 31 | 32 | 0.8867 | 0.8917 |
| 第6 特定期間末(2019年1月18日) | 30 | 31 | 0.8279 | 0.8329 |
| 第7 特定期間末(2019年7月18日) | 42 | 43 | 0.8489 | 0.8539 |
| 第8 特定期間末(2020年1月20日) | 45 | 45 | 0.8745 | 0.8795 |
| 第9 特定期間末(2020年7月20日) | 42 | 42 | 0.7880 | 0.7930 |
| 第10特定期間末(2021年1月18日) | 31 | 31 | 0.7901 | 0.7951 |
| 第11特定期間末(2021年7月19日) | 51 | 51 | 0.8216 | 0.8266 |
| 第12特定期間末(2022年1月18日) | 55 | 56 | 0.7892 | 0.7942 |
| 第13特定期間末(2022年7月19日) | 55 | 55 | 0.7360 | 0.7410 |
| 第14特定期間末(2023年1月18日) | 54 | 55 | 0.7300 | 0.7350 |
| 第15特定期間末(2023年7月18日) | 57 | 57 | 0.7391 | 0.7441 |
| 第16特定期間末(2024年1月18日) | 62 | 63 | 0.8028 | 0.8078 |
| 2023年1月末日 | 55 | — | 0.7359 | — |
| 2023年2月末日 | 55 | — | 0.7389 | — |
| 2023年3月末日 | 53 | — | 0.7058 | — |
| 2023年4月末日 | 54 | — | 0.7138 | — |
| 2023年5月末日 | 58 | — | 0.7307 | — |
| 2023年6月末日 | 59 | — | 0.7722 | — |
| 2023年7月末日 | 58 | — | 0.7543 | — |
| 2023年8月末日 | 59 | — | 0.7708 | — |
| 2023年9月末日 | 60 | — | 0.7829 | — |
| 2023年10月末日 | 59 | — | 0.7661 | — |
| 2023年11月末日 | 61 | — | 0.7775 | — |
| 2023年12月末日 | 60 | — | 0.7735 | — |
| 2024年1月末日 | 62 | — | 0.8033 | — |

<為替ヘッジあり>

| | 純資産総額 (百万円) (分配落) | 純資産総額 (百万円) (分配付) | 1口当たり 純資産額(円) (分配落) | 1口当たり 純資産額(円) (分配付) |
|-----------------------|-------------------------|-------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 第1 特定期間末(2016年7月19日) | 10 | 10 | 1.0552 | 1.0552 |
| 第2 特定期間末(2017年1月18日) | 10 | 10 | 1.0457 | 1.0487 |
| 第3 特定期間末(2017年7月18日) | 10 | 10 | 1.0517 | 1.0547 |
| 第4 特定期間末(2018年1月18日) | 11 | 11 | 1.0663 | 1.0693 |
| 第5 特定期間末(2018年7月18日) | 10 | 10 | 0.9763 | 0.9793 |
| 第6 特定期間末(2019年1月18日) | 10 | 10 | 0.9433 | 0.9463 |
| 第7 特定期間末(2019年7月18日) | 10 | 10 | 0.9843 | 0.9873 |
| 第8 特定期間末(2020年1月20日) | 12 | 13 | 0.9969 | 0.9999 |
| 第9 特定期間末(2020年7月20日) | 10 | 10 | 0.9312 | 0.9342 |
| 第10 特定期間末(2021年1月18日) | 11 | 11 | 0.9809 | 0.9839 |
| 第11 特定期間末(2021年7月19日) | 11 | 11 | 0.9820 | 0.9850 |
| 第12 特定期間末(2022年1月18日) | 11 | 11 | 0.9204 | 0.9234 |
| 第13 特定期間末(2022年7月19日) | 9 | 9 | 0.7244 | 0.7274 |
| 第14 特定期間末(2023年1月18日) | 10 | 10 | 0.7488 | 0.7518 |
| 第15 特定期間末(2023年7月18日) | 11 | 11 | 0.7104 | 0.7134 |
| 第16 特定期間末(2024年1月18日) | 10 | 10 | 0.7127 | 0.7157 |
| 2023年1月末日 | 10 | — | 0.7566 | — |
| 2023年2月末日 | 10 | — | 0.7274 | — |
| 2023年3月末日 | 9 | — | 0.7081 | — |
| 2023年4月末日 | 10 | — | 0.7121 | — |
| 2023年5月末日 | 9 | — | 0.6991 | — |
| 2023年6月末日 | 11 | — | 0.7125 | — |
| 2023年7月末日 | 11 | — | 0.7130 | — |
| 2023年8月末日 | 11 | — | 0.7019 | — |
| 2023年9月末日 | 10 | — | 0.6959 | — |
| 2023年10月末日 | 9 | — | 0.6791 | — |
| 2023年11月末日 | 10 | — | 0.6984 | — |
| 2023年12月末日 | 10 | — | 0.7171 | — |
| 2024年1月末日 | 10 | — | 0.7150 | — |

②【分配の推移】

<為替ヘッジなし>

| | 1口当たりの分配金(円) |
|---------------------------------|--------------|
| 第1特定期間 (2016年3月4日～2016年7月19日) | 0.0000 |
| 第2特定期間 (2016年7月20日～2017年1月18日) | 0.0450 |
| 第3特定期間 (2017年1月19日～2017年7月18日) | 0.0540 |
| 第4特定期間 (2017年7月19日～2018年1月18日) | 0.0540 |
| 第5特定期間 (2018年1月19日～2018年7月18日) | 0.0460 |
| 第6特定期間 (2018年7月19日～2019年1月18日) | 0.0300 |
| 第7特定期間 (2019年1月19日～2019年7月18日) | 0.0300 |
| 第8特定期間 (2019年7月19日～2020年1月20日) | 0.0300 |
| 第9特定期間 (2020年1月21日～2020年7月20日) | 0.0300 |
| 第10特定期間 (2020年7月21日～2021年1月18日) | 0.0300 |
| 第11特定期間 (2021年1月19日～2021年7月19日) | 0.0300 |
| 第12特定期間 (2021年7月20日～2022年1月18日) | 0.0300 |
| 第13特定期間 (2022年1月19日～2022年7月19日) | 0.0300 |
| 第14特定期間 (2022年7月20日～2023年1月18日) | 0.0300 |
| 第15特定期間 (2023年1月19日～2023年7月18日) | 0.0300 |
| 第16特定期間 (2023年7月19日～2024年1月18日) | 0.0300 |

<為替ヘッジあり>

| | 1口当たりの分配金(円) |
|---------------------------------|--------------|
| 第1特定期間 (2016年3月4日～2016年7月19日) | 0.0000 |
| 第2特定期間 (2016年7月20日～2017年1月18日) | 0.0150 |
| 第3特定期間 (2017年1月19日～2017年7月18日) | 0.0180 |
| 第4特定期間 (2017年7月19日～2018年1月18日) | 0.0180 |
| 第5特定期間 (2018年1月19日～2018年7月18日) | 0.0180 |
| 第6特定期間 (2018年7月19日～2019年1月18日) | 0.0180 |
| 第7特定期間 (2019年1月19日～2019年7月18日) | 0.0180 |
| 第8特定期間 (2019年7月19日～2020年1月20日) | 0.0180 |
| 第9特定期間 (2020年1月21日～2020年7月20日) | 0.0180 |
| 第10特定期間 (2020年7月21日～2021年1月18日) | 0.0180 |
| 第11特定期間 (2021年1月19日～2021年7月19日) | 0.0180 |
| 第12特定期間 (2021年7月20日～2022年1月18日) | 0.0180 |
| 第13特定期間 (2022年1月19日～2022年7月19日) | 0.0180 |
| 第14特定期間 (2022年7月20日～2023年1月18日) | 0.0180 |
| 第15特定期間 (2023年1月19日～2023年7月18日) | 0.0180 |
| 第16特定期間 (2023年7月19日～2024年1月18日) | 0.0180 |

③【収益率の推移】

| | 収益率(%) | |
|---------|---------|---------|
| | 為替ヘッジなし | 為替ヘッジあり |
| 第1特定期間 | △0.55 | 5.52 |
| 第2特定期間 | 7.74 | 0.52 |
| 第3特定期間 | 2.62 | 2.30 |
| 第4特定期間 | 3.02 | 3.10 |
| 第5特定期間 | △4.40 | △6.75 |
| 第6特定期間 | △3.25 | △1.54 |
| 第7特定期間 | 6.16 | 6.25 |
| 第8特定期間 | 6.55 | 3.11 |
| 第9特定期間 | △6.46 | △4.78 |
| 第10特定期間 | 4.07 | 7.27 |
| 第11特定期間 | 7.78 | 1.95 |
| 第12特定期間 | △0.29 | △4.44 |
| 第13特定期間 | △2.94 | △19.34 |
| 第14特定期間 | 3.26 | 5.85 |
| 第15特定期間 | 5.36 | △2.72 |
| 第16特定期間 | 12.68 | 2.86 |

(注1)収益率は、各特定期間末の基準価額(分配落の額)から前特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前特定期末基準価額」といいます。)を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算し、前特定期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(注2)第1特定期間については、前特定期末基準価額の代わりに当初設定元本(1口当たり1円)を使用しております。

(4)【設定及び解約の実績】

| | 為替ヘッジなし | | 為替ヘッジあり | |
|---------|------------|------------|------------|-----------|
| | 設定数量(口) | 解約数量(口) | 設定数量(口) | 解約数量(口) |
| 第1特定期間 | 30,000,000 | — | 10,000,000 | — |
| 第2特定期間 | 1,027,368 | — | 97,507 | — |
| 第3特定期間 | 1,439,277 | — | 170,820 | — |
| 第4特定期間 | 1,709,508 | 75 | 156,935 | — |
| 第5特定期間 | 1,880,221 | 10,259 | 168,902 | 23,529 |
| 第6特定期間 | 1,304,944 | 23,214 | 202,491 | 105 |
| 第7特定期間 | 13,164,456 | 458 | 198,681 | 922 |
| 第8特定期間 | 1,329,183 | 58,040 | 2,055,136 | 2,822 |
| 第9特定期間 | 1,568,992 | 15,752 | 5,397,284 | 6,737,666 |
| 第10特定期間 | 1,556,414 | 15,217,323 | 4,065,800 | 3,868,818 |
| 第11特定期間 | 22,874,449 | 91,394 | 294,619 | 460 |
| 第12特定期間 | 8,596,861 | 163,683 | 3,213,286 | 2,750,324 |
| 第13特定期間 | 4,938,773 | 397,674 | 434,104 | 9,123 |
| 第14特定期間 | 2,688,001 | 3,038,972 | 2,025,848 | 1,250,644 |
| 第15特定期間 | 5,650,758 | 3,499,334 | 2,035,981 | 262,250 |
| 第16特定期間 | 6,032,300 | 5,148,123 | 1,027,047 | 1,541,411 |

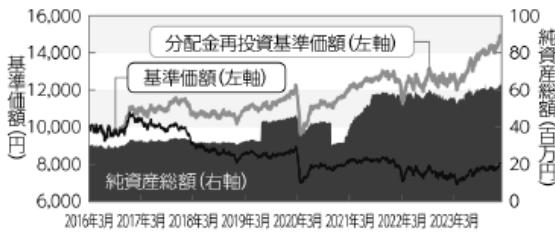
(注1)設定数量には当初設定数量を含みます。

(注2)本邦外における設定、解約の実績はありません。

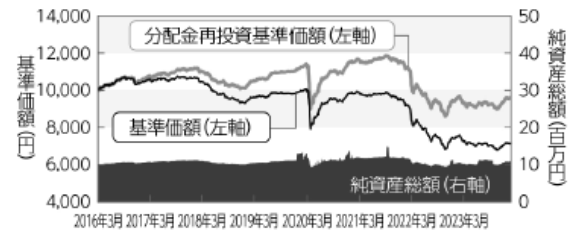
基準価額・純資産の推移

■ 基準価額・純資産総額の推移 (設定来)

<為替ヘッジなし>



<為替ヘッジあり>



* 基準価額、分配金再投資基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

* 分配金再投資基準価額は、課税前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。

■ 期間騰落率

| | 基準価額 | 純資産総額 | 期間 | 1カ月 | 3カ月 | 6カ月 | 1年 | 3年 | 5年 | 設定来 |
|---------|--------|-------|---------|------|------|-------|-------|--------|-------|-------|
| 為替ヘッジなし | 8,033円 | 63百万円 | 為替ヘッジなし | 4.5% | 6.9% | 10.7% | 18.2% | 27.3% | 40.9% | 49.1% |
| 為替ヘッジあり | 7,150円 | 11百万円 | 為替ヘッジあり | 0.1% | 6.6% | 2.9% | -0.6% | -16.7% | -7.3% | -3.9% |

* 期間騰落率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。

分配の推移

(課税前/1万口当たり)

| 決算期 | 2023年9月 | 2023年10月 | 2023年11月 | 2023年12月 | 2024年1月 | 直近1年間累計 | 設定来累計 |
|---------|---------|----------|----------|----------|---------|---------|--------|
| 為替ヘッジなし | 50円 | 50円 | 50円 | 50円 | 50円 | 600円 | 5,290円 |
| 為替ヘッジあり | 30円 | 30円 | 30円 | 30円 | 30円 | 360円 | 2,670円 |

主要な資産の状況

■ 資産配分

| | 純資産比 (為替ヘッジなし) | 純資産比 (為替ヘッジあり) |
|---------------------------------|----------------|----------------|
| インベスコ 新興国社債 マザーファンド | 100.0% | 101.7% |
| インベスコ マネーパール・ファンド (適格機関投資家私募投信) | 0.1% | 0.5% |
| キャッシュ等 | -0.0% | -2.1% |

(参考) 投資先ファンドのポートフォリオの状況

【マザーファンドが投資対象とする「インベスコ エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド」の運用状況 (現地月末基準) を記載しています。】

■ ポートフォリオ特性

| | |
|-----------|------|
| 平均最終利回り | 8.0% |
| 修正デュレーション | 4.3年 |
| 平均格付 | BB+ |

■ セクター配分

| セクター | 純資産比 |
|----------|-------|
| 社債 | 74.1% |
| 準国債 | 13.4% |
| 国債 | 10.2% |
| 現地通貨建て債券 | 0.5% |
| キャッシュ等 | 1.8% |

■ 組入上位5カ国・地域

| | 国・地域 | 純資産比 |
|---|-------|------|
| 1 | コロンビア | 9.4% |
| 2 | 中国 | 9.1% |
| 3 | ブラジル | 9.0% |
| 4 | メキシコ | 8.0% |
| 5 | インド | 6.4% |

■ 組入上位10発行体

| | 発行体名 | 純資産比 |
|----|------------------------------------|------|
| 1 | ALIBABA GROUP HOLDING LTD | 1.4% |
| 2 | PROMIGAS SA ESP | 1.2% |
| 3 | AFRICA FINANCE CORP | 1.2% |
| 4 | STUDIO CITY FINANCE LTD | 1.2% |
| 5 | TELEFONICA CELULAR DEL PARAGUAY SA | 1.1% |
| 6 | MINERVA LUXEMBOURG SA | 1.1% |
| 7 | AFRICAN EXPORT-IMPORT BANK | 1.1% |
| 8 | STANDARD CHARTERED PLC | 1.1% |
| 9 | UZBEKISTAN (REPUBLIC OF) | 1.1% |
| 10 | HSBC HOLDINGS PLC | 1.1% |

* 各特性値は、加重平均しています。

* セクターは当社の判断に基づき分類しています。

* 国・地域は、発行体の登録地などで区分しています。

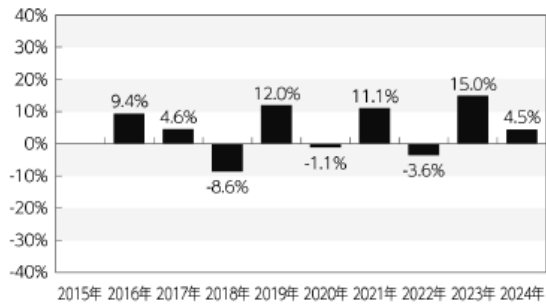
* 平均格付は基準日時点で投資信託財産が保有している各価証券の信用格付を加重平均したものであり、当ファンド自体の信用格付ではありません。信用格付は、S&P社、Moody's社、およびFitch社の格付を基準に当社の判断に基づき分類しています (表記はS&P社に準じています)。

・運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

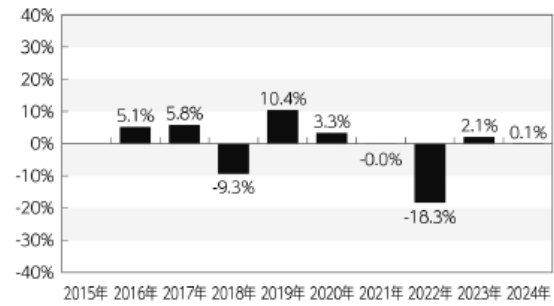
・最新の運用状況は、委託会社のホームページでご覧いただけます。

年間収益率の推移

<為替ヘッジなし>



<為替ヘッジあり>



* ファンドにはベンチマークはありません。

* ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額を基に算出しています。

* 2016年はファンドの設定日（2016年3月4日）から年末まで、2024年は1月末までの騰落率を表示しています。

- ・運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- ・最新の運用状況は、委託会社のホームページをご覧ください。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

| | |
|----------|--|
| 購入方法 | 販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。 「分配金再投資コース」をお申し込みいただく投資者は、積立投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）をお申し込みの販売会社との間で結んでいただきます。 なお、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。 |
| 購入申込不可日 | ニューヨークまたはルクセンブルグのいずれかの銀行休業日に該当する日には、購入のお申し込みの受け付けを行いません。 |
| 購入単位 | お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 *分配金の受け取り方法により、分配金が税引後無手数料で再投資される「分配金再投資コース」と、分配金を受け取る「分配金受取りコース」の2コースがあります。 *「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、1口単位とします。 |
| 購入申込締切時間 | <ul style="list-style-type: none">・原則として毎営業日の午後3時までに購入のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。・当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。・取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入申し込みの受け付けを取り消すことがあります。 |
| 購入価額 | 購入の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 ただし、「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合の購入価額は、ファンドの各計算期間終了日の基準価額とします。 |
| 購入時手数料 | 購入口数、購入金額または購入代金などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.85%（税抜き3.50%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 |
| 購入代金の支払い | 販売会社が定める期日までにお支払いください。 <ul style="list-style-type: none">・「分配金再投資コース」 販売会社の定める購入単位に従った投資者ご指定の金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。 なお、購入時手数料は購入代金から差し引かれます。・「分配金受取りコース」 購入金額に購入時手数料を加算した金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。 |

| | |
|----------------------------|--|
| <p>購入の申し込みにかかる受益権の取り扱い</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・購入のお申し込みを行う投資者は、販売会社に、購入申し込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振り替えを行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。 ・販売会社は、当該購入申し込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。 ・委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。 ・受託会社は、追加信託により生じた受益権については、追加信託の都度、振替機関の定める方法により振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。 |
|----------------------------|--|

2 【換金（解約）手続等】

| | |
|----------|---|
| 換金方法 | 販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。 |
| 換金申込不可日 | ニューヨークまたはルクセンブルグのいずれかの銀行休業日に該当する日には、換金のお申し込みの受け付けを行いません。 |
| 換金単位 | お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 |
| 換金申込締切時間 | 原則として、毎営業日の午後3時までに換金のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。 当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。 |
| 換金価額 | 換金の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 |
| 換金手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| 換金代金の支払い | 原則として、換金の申込受付日から起算して6営業日目から、販売会社でお支払いいたします。 |

| | |
|-----------------|---|
| 換金の申し込み受け付けの中止等 | <ul style="list-style-type: none"> ・投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には一定の制限を設ける場合があります。 ・取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、換金のお申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金のお申し込みの受け付けを取り消すことがあります。 ・換金のお申し込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の換金のお申し込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金のお申し込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金のお申し込みを受け付けたものとして、上記「換金価額」に準じて計算された価額とします。 |
| 換金にかかる受益権の取り扱い | <ul style="list-style-type: none"> ・換金のお申し込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の換金のお申し込みにかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ・受益者が換金のお申し込みを行うときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。 |
| 償還金の支払い | <p>原則として、信託終了日から起算して5営業日目までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者※に対し、販売会社でお支払いを開始いたします。</p> <p>※償還日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で、購入代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、購入申込者とします。</p> |

<照会先>

上記、購入価額および換金価額に関する詳細は、以下の照会先へお問い合わせください。

◇照会先◇

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100

受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ <https://www.invesco.com/jp/ja/>

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

| <p>基準価額の算定</p> | <p>基準価額とは、ファンドの投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。</p> <p>基準価額の算定にあたり、投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p> <p>また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。</p> <div style="text-align: center;"> <p>基準価額の計算方法</p> <p> $\text{ファンドの純資産総額} = \text{ファンドの資産総額} - \text{ファンドの負債総額}$ $\text{ファンドの基準価額} = \text{ファンドの純資産総額} \div \text{ファンドの受益権口数}$ </p> </div> | | | | | | |
|---------------------|--|------|------|---------------|-----------------------|--------|--------------------|
| <p>基準価額の算出頻度と公表</p> | <p>基準価額は委託会社の営業日に日々算出され、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に〈為替ヘッジなし〉は「エマドン無」、〈為替ヘッジあり〉は「エマドン有」の銘柄名で掲載されるほか、以下に照会することにより知ることができます。</p> <p>なお、基準価額は便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。</p> <p style="text-align: center;">◇基準価額の照会先◇</p> <div style="text-align: center; background-color: #333; color: white; padding: 10px; border-radius: 10px;"> <p>インベスコ・アセット・マネジメント株式会社</p> <p>お問い合わせダイヤル 03-6447-3100</p> <p>受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで</p> <p>ホームページ https://www.invesco.com/jp/ja/</p> </div> | | | | | | |
| <p>主な投資資産の評価方法</p> | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">投資資産</th> <th style="width: 50%;">評価方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>親投資信託 受益証券</td> <td>親投資信託受益証券の基準価額で評価します。</td> </tr> <tr> <td>投資信託証券</td> <td>投資信託証券の基準価額で評価します。</td> </tr> </tbody> </table> | 投資資産 | 評価方法 | 親投資信託 受益証券 | 親投資信託受益証券の基準価額で評価します。 | 投資信託証券 | 投資信託証券の基準価額で評価します。 |
| 投資資産 | 評価方法 | | | | | | |
| 親投資信託 受益証券 | 親投資信託受益証券の基準価額で評価します。 | | | | | | |
| 投資信託証券 | 投資信託証券の基準価額で評価します。 | | | | | | |

(2) 【保管】

| | |
|---------|--|
| 受益証券の保管 | 原則として受益証券は発行されないため、受益証券の保管に関する事項はありません。 *ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。 |
|---------|--|

(3) 【信託期間】

| | |
|-----------|---|
| ファンドの信託期間 | 2016年3月4日から2026年3月18日までとします。 なお、信託契約の一部解約により、各ファンドの受益権の総口数が30億口を下回る事となった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。 |
|-----------|---|

(4) 【計算期間】

| | |
|-----------|--|
| ファンドの計算期間 | ファンドの計算期間は、原則として毎月19日から翌月18日までとします。 なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。 |
|-----------|--|

(5) 【その他】

| | |
|------|--|
| 繰上償還 | <ul style="list-style-type: none">・委託会社は、信託契約の一部解約により、各ファンドの受益権の総口数が30億口を下回る事となった場合、信託期間中においてファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。・委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。・信託契約の解約は、以下の手続きで行います。 <div style="text-align: center;">書面決議による繰上償還の流れ</div> <p>* 知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。</p> <ul style="list-style-type: none">* 上記の手続きは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、ファンドの信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。* 上記の手続きは、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の手続きを行うことが困難な場合には |
|------|--|

| | |
|--------------------------------|--|
| | <p>適用しません。</p> <p>*委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。</p> |
| <p>信託約款の変更等</p> | <ul style="list-style-type: none"> 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、ファンドの信託約款を変更することまたはファンドと他のファンドとの併合*を行うことができます。 ※投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じです。 委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、ファンドの信託約款は当「信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。 その内容が重大なものおよび併合（以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）は、以下の手続きで行います。 <div data-bbox="523 689 1417 1128" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">重大な信託約款の変更等の流れ</p> <pre> graph LR A[書面決議の日の2週間前までに、知れている受益者に対し、書面決議の通知等の書面を送付] --> B[書面決議] B -- "議決権を行使できる受益者の議決権の3分の2以上で成立した場合" --> C([約款変更実施]) B -- "否決された場合" --> D[約款変更不成立] </pre> <p>*知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。</p> <p>*書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> *上記の手続きは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、ファンドの信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。 *ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。 *委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きに従います。 |
| <p>反対受益者の受益権買取請求の不適用</p> | <p>当ファンドは、前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約、または「信託約款の変更等」に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。</p> |
| <p>関係会社との契約の更新等に関する手続きについて</p> | <p>委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売等に関する契約」は、期間満了前に、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後の取り扱いも同様です。</p> |
| <p>運用報告書</p> | <ul style="list-style-type: none"> 委託会社は、年2回（1月と7月の決算時）および償還時に交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を作成し、販売会社を通じて、知れている受益者に対して交付します。 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。 |

| | |
|----|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・上記にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。 |
| 公告 | 受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。 |

4 【受益者の権利等】

| | |
|---------------|---|
| 分配金に対する請求権 | <ul style="list-style-type: none"> ・受益者は、委託会社の決定した分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。 ・分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・「分配金再投資コース」に基づいて分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し遅滞なく分配金の再投資にかかる受益権の取得申し込みに応じます。 ・受益者が、分配金の支払開始日から5年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。 |
| 償還金に対する請求権 | <ul style="list-style-type: none"> ・受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・受益者が、償還金の支払開始日から10年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。 |
| 受益権の換金（解約）請求権 | 受益者は、受益権の換金（解約）を請求することができます。 |
| 受益権均等分割 | 受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。 |
| 帳簿閲覧権 | 受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。 |

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6カ月未満であるため、財務諸表は6カ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2023年7月19日から2024年1月18日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年3月25日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

DocuSigned by:
榎原 康大
018375B744AB490...

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインベスコ 新興国社債ファンド<為替ヘッジなし>（毎月決算型）の2023年7月19日から2024年1月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ 新興国社債ファンド<為替ヘッジなし>（毎月決算型）の2024年1月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

インバスコ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 【財務諸表】

【インベスコ 新興国社債ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

| | 前期 (2023年7月18日現在) | 当期 (2024年1月18日現在) |
|---------------------|----------------------|----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 投資信託受益証券 | 49,655 | 49,630 |
| 親投資信託受益証券 | 57,507,642 | 63,087,750 |
| 未収入金 | 30,352 | 9 |
| 流動資産合計 | 57,587,649 | 63,137,389 |
| 資産合計 | 57,587,649 | 63,137,389 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 386,065 | 390,486 |
| 未払解約金 | 87,709 | 2,103 |
| 未払受託者報酬 | 1,539 | 1,708 |
| 未払委託者報酬 | 35,893 | 39,825 |
| その他未払費用 | 5,107 | 5,672 |
| 流動負債合計 | 516,313 | 439,794 |
| 負債合計 | 516,313 | 439,794 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 77,213,027 | 78,097,204 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損 金(△) | △20,141,691 | △15,399,609 |
| (分配準備積立金) | 31,631,671 | 30,553,853 |
| 元本等合計 | 57,071,336 | 62,697,595 |
| 純資産合計 | 57,071,336 | 62,697,595 |
| 負債純資産合計 | 57,587,649 | 63,137,389 |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 前期 自 2023年 1 月 19 日 至 2023年 7 月 18 日 | 当期 自 2023年 7 月 19 日 至 2024年 1 月 18 日 |
|---|--|--|
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 3,379,393 | 7,539,969 |
| 営業収益合計 | 3,379,393 | 7,539,969 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 9,176 | 10,031 |
| 委託者報酬 | 214,061 | 233,932 |
| その他費用 | 30,467 | 33,310 |
| 営業費用合計 | 253,704 | 277,273 |
| 営業利益又は営業損失(△) | 3,125,689 | 7,262,696 |
| 経常利益又は経常損失(△) | 3,125,689 | 7,262,696 |
| 当期純利益又は当期純損失(△) | 3,125,689 | 7,262,696 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△) | 6,415 | △14,951 |
| 期首剰余金又は期首欠損金(△) | △20,264,919 | △20,141,691 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 871,703 | 1,159,504 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 871,703 | 1,159,504 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 1,549,331 | 1,356,272 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 1,549,331 | 1,356,272 |
| 分配金 | 2,318,418 | 2,338,797 |
| 期末剰余金又は期末欠損金(△) | △20,141,691 | △15,399,609 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-----------------|--|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | (1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 |
|-----------------|--|

(重要な会計上の見積りに関する注記)

| 前期 自 2023年 1月19日 至 2023年 7月18日 | 当期 自 2023年 7月19日 至 2024年 1月18日 |
|---|--------------------------------------|
| 当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。 | 同左 |

(貸借対照表に関する注記)

| 前期 (2023年 7月18日現在) | 当期 (2024年 1月18日現在) |
|--|--|
| 1. 期首元本額 75,061,603円 期中追加設定元本額 5,650,758円 期中解約元本額 3,499,334円 | 1. 期首元本額 77,213,027円 期中追加設定元本額 6,032,300円 期中解約元本額 5,148,123円 |
| 2. 特定期間末日における受益権の総数 77,213,027口 | 2. 特定期間末日における受益権の総数 78,097,204口 |
| 3. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は20,141,691円であります。 | 3. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は15,399,609円であります。 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| <p style="text-align: center;">前期 自 2023年 1 月 19 日 至 2023年 7 月 18 日</p> | <p style="text-align: center;">当期 自 2023年 7 月 19 日 至 2024年 1 月 18 日</p> |
|---|--|
| <p>分配金の計算過程 (2023年 1 月 19 日から2023年 2 月 20 日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(449,979円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(30,673,998円)及び分配準備積立金(30,398,727円)より分配対象収益は61,522,704円(1万口当たり8,154.92円)であり、うち377,211円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p> <p>(2023年 2 月 21 日から2023年 3 月 20 日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(403,980円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(30,563,538円)及び分配準備積立金(30,842,672円)より分配対象収益は61,810,190円(1万口当たり8,158.33円)であり、うち378,815円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p> <p>(2023年 3 月 21 日から2023年 4 月 18 日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(466,930円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(30,830,470円)及び分配準備積立金(31,246,263円)より分配対象収益は62,543,663円(1万口当たり8,169.70円)であり、うち382,777円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p> | <p>分配金の計算過程 (2023年 7 月 19 日から2023年 8 月 18 日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(367,812円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(31,563,121円)及び分配準備積立金(31,563,580円)より分配対象収益は63,494,513円(1万口当たり8,188.39円)であり、うち387,709円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p> <p>(2023年 8 月 19 日から2023年 9 月 19 日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(555,266円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(31,333,178円)及び分配準備積立金(31,872,428円)より分配対象収益は63,760,872円(1万口当たり8,209.91円)であり、うち388,315円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p> <p>(2023年 9 月 20 日から2023年 10 月 18 日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(461,954円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(33,056,137円)及び分配準備積立金(30,506,991円)より分配対象収益は64,025,082円(1万口当たり8,222.48円)であり、うち389,328円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p> |

| <p style="text-align: center;">前期 自 2023年 1月19日 至 2023年 7月18日</p> | <p style="text-align: center;">当期 自 2023年 7月19日 至 2024年 1月18日</p> |
|--|--|
| <p>(2023年 4月19日から2023年 5月18日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(436,516円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(32,800,931円)及び分配準備積立金(31,535,652円)より分配対象収益は64,773,099円(1万口当たり8,176.93円)であり、うち396,071円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p> | <p>(2023年10月19日から2023年11月20日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(508,982円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(33,548,674円)及び分配準備積立金(30,507,219円)より分配対象収益は64,564,875円(1万口当たり8,237.82円)であり、うち391,880円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p> |
| <p>(2023年 5月19日から2023年 6月19日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(475,999円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(32,651,594円)及び分配準備積立金(31,954,792円)より分配対象収益は65,082,385円(1万口当たり8,186.86円)であり、うち397,479円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p> | <p>(2023年11月21日から2023年12月18日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(392,024円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(33,568,879円)及び分配準備積立金(30,473,110円)より分配対象収益は64,434,013円(1万口当たり8,237.95円)であり、うち391,079円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p> |
| <p>(2023年 6月20日から2023年 7月18日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(416,375円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(31,612,408円)及び分配準備積立金(31,215,296円)より分配対象収益は63,244,079円(1万口当たり8,190.84円)であり、うち386,065円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p> | <p>(2023年12月19日から2024年 1月18日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(608,721円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(33,610,342円)及び分配準備積立金(30,335,618円)より分配対象収益は64,554,681円(1万口当たり8,265.93円)であり、うち390,486円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p> |

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

| | |
|------------------------|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従って行っております。 |
| 2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | <p>当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を主要投資対象としております。</p> <p>投資する投資信託受益証券は、インベスコ マネープール・ファンド(適格機関投資家私募投信)、親投資信託受益証券は、インベスコ 新興国社債 マザーファンドです。</p> <p>投資信託受益証券は、債券の価格変動リスク、信用リスク等にさらされております。</p> <p>親投資信託受益証券は、債券の価格変動リスク、デリバティブの価格変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、為替変動リスク、流動性リスク等にさらされております。</p> <p>また、親投資信託受益証券は、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、外国通貨の取得又は売却取引について円貨額を確定することに限定しているため、親投資信託受益証券に対して重大な影響をおよぼすものではありません。また、親投資信託受益証券が利用している為替予約取引の相手方は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しております。</p> |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | <p>取締役会で定めたリスク管理の基本方針、及びリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」(以下「RMC」といいます。)で行います。RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。</p> <p>RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」(以下「IRMC」といいます。)を開催し、運用リスクの管理を行います。IRMCは、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。</p> |

II 金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 前期 (2023年7月18日現在) | 当期 (2024年1月18日現在) |
|------------------------|---|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませ | 同左 |
| 2. 時価の算定方法 | (1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。 | (1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足事項 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類 | 前期 (2023年7月18日現在) | 当期 (2024年1月18日現在) |
|-----------|-----------------------|-----------------------|
| | 最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円) | 最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円) |
| 投資信託受益証券 | △5 | △5 |
| 親投資信託受益証券 | △871,572 | 3,306,489 |
| 合計 | △871,577 | 3,306,484 |

(デリバティブ取引等に関する注記)

| 前期 (2023年7月18日現在) | 当期 (2024年1月18日現在) |
|----------------------|----------------------|
| 該当事項はありません。 | 同左 |

(関連当事者との取引に関する注記)

| 前期 自 2023年 1月19日 至 2023年 7月18日 | 当期 自 2023年 7月19日 至 2024年 1月18日 |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 該当事項はありません。 | 同左 |

(1口当たり情報に関する注記)

| 前期 (2023年 7月18日現在) | 当期 (2024年 1月18日現在) |
|--|--|
| 1口当たり純資産額 0.7391円 (1万口当たり純資産額 7,391円) | 1口当たり純資産額 0.8028円 (1万口当たり純資産額 8,028円) |

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

(投資信託受益証券)

(2024年 1月18日現在)

| 種類 | 銘柄 | 口数 | 評価額(円) | 備考 |
|--------------|---|--------|--------|----|
| 投資信託 受益証券 | インベスコ マネープール・フ ァンド (適格機関投資家私募投 信) | 50,006 | 49,630 | |
| | 合計 | 50,006 | 49,630 | |

(親投資信託受益証券)

(2024年 1月18日現在)

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額(円) | 備考 |
|---------------|-------------------------|------------|------------|----|
| 親投資信託 受益証券 | インベスコ 新興国社債 マザ ーファンド | 39,410,139 | 63,087,750 | |
| | 合計 | 39,410,139 | 63,087,750 | |

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年3月25日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

DocuSigned by:
榎原 康大
018375B744AB490...

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインベスコ 新興国社債ファンド<為替ヘッジあり>（毎月決算型）の2023年7月19日から2024年1月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ 新興国社債ファンド<為替ヘッジあり>（毎月決算型）の2024年1月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【インベスコ 新興国社債ファンド<為替ヘッジあり> (毎月決算型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

| | 前期 (2023年7月18日現在) | 当期 (2024年1月18日現在) |
|---------------------|----------------------|----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 投資信託受益証券 | 49,655 | 49,630 |
| 親投資信託受益証券 | 10,719,250 | 11,019,329 |
| 派生商品評価勘定 | 375,084 | — |
| 未収入金 | 79 | 4 |
| 流動資産合計 | 11,144,068 | 11,068,963 |
| 資産合計 | 11,144,068 | 11,068,963 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | — | 254,003 |
| 未払金 | — | 1,681 |
| 未払収益分配金 | 46,832 | 45,289 |
| 未払解約金 | 84 | 412 |
| 未払受託者報酬 | 290 | 306 |
| 未払委託者報酬 | 6,752 | 7,021 |
| その他未払費用 | 942 | 990 |
| 流動負債合計 | 54,900 | 309,702 |
| 負債合計 | 54,900 | 309,702 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 15,610,731 | 15,096,367 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損 金(△) | △4,521,563 | △4,337,106 |
| (分配準備積立金) | 5,359,292 | 5,100,772 |
| 元本等合計 | 11,089,168 | 10,759,261 |
| 純資産合計 | 11,089,168 | 10,759,261 |
| 負債純資産合計 | 11,144,068 | 11,068,963 |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 前期 | 当期 |
|---|--------------------------------|--------------------------------|
| | 自 2023年 1月19日 至 2023年 7月18日 | 自 2023年 7月19日 至 2024年 1月18日 |
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 593,379 | 1,379,274 |
| 為替差損益 | △826,246 | △1,029,942 |
| 営業収益合計 | △232,867 | 349,332 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 1,685 | 1,767 |
| 委託者報酬 | 39,401 | 41,109 |
| その他費用 | 5,497 | 5,748 |
| 営業費用合計 | 46,583 | 48,624 |
| 営業利益又は営業損失(△) | △279,450 | 300,708 |
| 経常利益又は経常損失(△) | △279,450 | 300,708 |
| 当期純利益又は当期純損失(△) | △279,450 | 300,708 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△) | △1,164 | △1,935 |
| 期首剰余金又は期首欠損金(△) | △3,475,952 | △4,521,563 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 76,091 | 462,147 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 76,091 | 462,147 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 581,374 | 307,870 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 581,374 | 307,870 |
| 分配金 | 262,042 | 272,463 |
| 期末剰余金又は期末欠損金(△) | △4,521,563 | △4,337,106 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-----------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>(2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | <p>為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、当ファンドの特定期間末日におけるわが国の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p> |

(重要な会計上の見積りに関する注記)

| <p>前期 自 2023年 1月19日 至 2023年 7月18日</p> | <p>当期 自 2023年 7月19日 至 2024年 1月18日</p> |
|--|---|
| <p>当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。</p> | <p>同左</p> |

(貸借対照表に関する注記)

| <p>前期 (2023年 7月18日現在)</p> | <p>当期 (2024年 1月18日現在)</p> |
|---|---|
| <p>1. 期首元本額 13,837,000円 期中追加設定元本額 2,035,981円 期中解約元本額 262,250円</p> | <p>1. 期首元本額 15,610,731円 期中追加設定元本額 1,027,047円 期中解約元本額 1,541,411円</p> |
| <p>2. 特定期間末日における受益権の総数 15,610,731口</p> | <p>2. 特定期間末日における受益権の総数 15,096,367口</p> |
| <p>3. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,521,563円であります。</p> | <p>3. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,337,106円であります。</p> |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| <p style="text-align: center;">前期 自 2023年 1 月 19 日 至 2023年 7 月 18 日</p> | <p style="text-align: center;">当期 自 2023年 7 月 19 日 至 2024年 1 月 18 日</p> |
|--|---|
| <p>分配金の計算過程 (2023年 1 月 19 日から2023年 2 月 20 日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(80,224円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(9,878,236円)及び分配準備積立金(4,977,476円)より分配対象収益は14,935,936円(1万口当たり10,690.00円)であり、うち41,915円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> | <p>分配金の計算過程 (2023年 7 月 19 日から2023年 8 月 18 日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(62,505円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(11,679,378円)及び分配準備積立金(5,346,637円)より分配対象収益は17,088,520円(1万口当たり10,823.20円)であり、うち47,366円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> |
| <p>(2023年 2 月 21 日から2023年 3 月 20 日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(72,990円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(9,953,548円)及び分配準備積立金(5,057,270円)より分配対象収益は15,083,808円(1万口当たり10,712.01円)であり、うち42,243円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> | <p>(2023年 8 月 19 日から2023年 9 月 19 日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(97,527円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(11,627,230円)及び分配準備積立金(5,354,318円)より分配対象収益は17,079,075円(1万口当たり10,855.29円)であり、うち47,200円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> |
| <p>(2023年 3 月 21 日から2023年 4 月 18 日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(82,529円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(10,021,686円)及び分配準備積立金(5,109,747円)より分配対象収益は15,213,962円(1万口当たり10,740.58円)であり、うち42,494円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> | <p>(2023年 9 月 20 日から2023年10月18日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(76,754円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(10,804,139円)及び分配準備積立金(4,956,976円)より分配対象収益は15,837,869円(1万口当たり10,878.18円)であり、うち43,677円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> |

| <p style="text-align: center;">前期</p> <p style="text-align: center;">自 2023年 1月19日 至 2023年 7月18日</p> | <p style="text-align: center;">当期</p> <p style="text-align: center;">自 2023年 7月19日 至 2024年 1月18日</p> |
|--|--|
| <p>(2023年 4月19日から2023年 5月18日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(75,892円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(10,050,250円)及び分配準備積立金(5,192,230円)より分配対象収益は15,318,372円(1万口当たり10,763.95円)であり、うち42,693円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> | <p>(2023年10月19日から2023年11月20日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(82,070円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(10,872,109円)及び分配準備積立金(4,985,099円)より分配対象収益は15,939,278円(1万口当たり10,904.37円)であり、うち43,851円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> |
| <p>(2023年 5月19日から2023年 6月19日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(84,987円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(11,181,603円)及び分配準備積立金(5,235,297円)より分配対象収益は16,501,887円(1万口当たり10,793.61円)であり、うち45,865円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> | <p>(2023年11月21日から2023年12月18日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(74,935円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(11,323,887円)及び分配準備積立金(5,016,942円)より分配対象収益は16,415,764円(1万口当たり10,924.29円)であり、うち45,080円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> |
| <p>(2023年 6月20日から2023年 7月18日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(77,509円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(11,521,507円)及び分配準備積立金(5,281,783円)より分配対象収益は16,880,799円(1万口当たり10,813.58円)であり、うち46,832円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> | <p>(2023年12月19日から2024年 1月18日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(99,621円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(11,400,088円)及び分配準備積立金(5,046,440円)より分配対象収益は16,546,149円(1万口当たり10,960.34円)であり、うち45,289円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> |

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

| | |
|------------------------|---|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。 |
| 2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | <p>当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を主要投資対象としております。</p> <p>投資する投資信託受益証券は、インベスコ マネープール・ファンド(適格機関投資家私募投信)、親投資信託受益証券は、インベスコ 新興国社債 マザーファンドです。</p> <p>また、当ファンドは、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動により価値の変動が生ずることもありますが、取引の利用目的を為替ヘッジ目的、円貨確定目的に限定しているため当ファンドに対して重大な影響をおよぼすものではありません。また、当ファンドが利用している為替予約取引の相手方は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しております。</p> <p>投資信託受益証券は、債券の価格変動リスク、信用リスク等にさらされております。</p> <p>親投資信託受益証券は、債券の価格変動リスク、デリバティブの価格変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、為替変動リスク、流動性リスク等にさらされております。</p> <p>また、親投資信託受益証券は、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、外国通貨の取得又は売却取引について円貨額を確定することに限定しているため、親投資信託受益証券に対して重大な影響をおよぼすものではありません。また、親投資信託受益証券が利用している為替予約取引の相手方は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しております。</p> |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | <p>取締役会で定めたリスク管理の基本方針、及びリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」(以下「RMC」といいます。)で行います。RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。</p> <p>RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」(以下「IRMC」といいます。)を開催し、運用リスクの管理を行います。IRMCは、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。</p> |

II 金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 前期 (2023年7月18日現在) | 当期 (2024年1月18日現在) |
|---------------------------|---|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額の差額 | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませ | 同左 |
| 2. 時価の算定方法 | (1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。 | (1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足事項 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類 | 前期 (2023年7月18日現在) | 当期 (2024年1月18日現在) |
|-----------|-----------------------|-----------------------|
| | 最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円) | 最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円) |
| 投資信託受益証券 | △5 | △5 |
| 親投資信託受益証券 | △160,638 | 577,532 |
| 合計 | △160,643 | 577,527 |

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

前期(2023年7月18日現在)

| 種 類 | 契約額等(円) | うち 1年超 | 時価(円) | 評価損益(円) |
|--------------------------------------|------------|-----------|------------|---------|
| 市場取引以外の取引 為替予約取引 売 建 アメリカドル | 10,789,465 | — | 10,414,381 | 375,084 |
| 合 計 | 10,789,465 | — | 10,414,381 | 375,084 |

当期(2024年1月18日現在)

| 種 類 | 契約額等(円) | うち 1年超 | 時価(円) | 評価損益(円) |
|--------------------------------------|------------|-----------|------------|----------|
| 市場取引以外の取引 為替予約取引 売 建 アメリカドル | 10,136,480 | — | 10,390,483 | △254,003 |
| 合 計 | 10,136,480 | — | 10,390,483 | △254,003 |

(注)時価の算定方法

為替予約の時価

- (1) 当特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - ① 同特定期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - ② 同特定期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。
 - イ) 同特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ロ) 同特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- (2) 同特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- (3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

| 前期 自 2023年1月19日 至 2023年7月18日 | 当期 自 2023年7月19日 至 2024年1月18日 |
|------------------------------------|------------------------------------|
| 該当事項はありません。 | 同左 |

(1口当たり情報に関する注記)

| 前期 (2023年7月18日現在) | 当期 (2024年1月18日現在) |
|--|--|
| 1口当たり純資産額 0.7104円 (1万口当たり純資産額 7,104円) | 1口当たり純資産額 0.7127円 (1万口当たり純資産額 7,127円) |

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

(投資信託受益証券)

(2024年1月18日現在)

| 種類 | 銘柄 | 口数 | 評価額(円) | 備考 |
|--------------|---|--------|--------|----|
| 投資信託 受益証券 | インベスコ マネープール・フ ァンド (適格機関投資家私募投 信) | 50,006 | 49,630 | |
| | 合計 | 50,006 | 49,630 | |

(親投資信託受益証券)

(2024年1月18日現在)

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額(円) | 備考 |
|---------------|-------------------------|-----------|------------|----|
| 親投資信託 受益証券 | インベスコ 新興国社債 マザ ーファンド | 6,883,639 | 11,019,329 | |
| | 合計 | 6,883,639 | 11,019,329 | |

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

参考情報

当ファンドは、「インベスコ 新興国社債 マザーファンド」受益証券及び「インベスコ マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、「インベスコ マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）」、「親投資信託受益証券」は、すべて「インベスコ 新興国社債 マザーファンド」の受益証券です。同ファンドの状況は次の通りです。

「インベスコ 新興国社債 マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

| 区 分 | 注記 番号 | (2023年7月18日現在) | (2024年1月18日現在) |
|-------------|----------|----------------|----------------|
| | | 金 額 | 金 額 |
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| 預金 | | 175 | 559 |
| コール・ローン | | 1,141,096 | 2,011,107 |
| 投資証券 | | 67,114,415 | 72,096,410 |
| 流動資産合計 | | 68,255,686 | 74,108,076 |
| 資産合計 | | 68,255,686 | 74,108,076 |
| 負債の部 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 未払解約金 | | 30,431 | 13 |
| 未払利息 | | 3 | 5 |
| 流動負債合計 | | 30,434 | 18 |
| 負債合計 | | 30,434 | 18 |
| 純資産の部 | | | |
| 元本等 | | | |
| 元本 | | 48,319,329 | 46,293,778 |
| 剰余金 | | | |
| 剰余金又は欠損金(△) | | 19,905,923 | 27,814,280 |
| 元本等合計 | | 68,225,252 | 74,108,058 |
| 純資産合計 | | 68,225,252 | 74,108,058 |
| 負債純資産合計 | | 68,255,686 | 74,108,076 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額、外国金融商品市場(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第8項第3号ロに規定するものをいいます。)における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | <p>為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p> |
| 3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | <p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> |

(重要な会計上の見積りに関する注記)

| | |
|---|--------------------------------------|
| <p>自 2023年1月19日 至 2023年7月18日</p> | <p>自 2023年7月19日 至 2024年1月18日</p> |
| <p>本書における開示対象ファンドの当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。</p> | <p>同左</p> |

(貸借対照表に関する注記)

| (2023年7月18日現在) | |
|----------------------------------|-------------|
| 1. 本書における開示対象ファンドの期首における | |
| 当該親投資信託の元本額 | 49,091,911円 |
| 同期中における追加設定元本額 | 4,334,443円 |
| 同期中における解約元本額 | 5,107,025円 |
| 同特定期間末日における元本の内訳 | |
| (保有ファンド名) | (金額) |
| インベスコ 新興国社債ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型) | 40,727,792円 |
| インベスコ 新興国社債ファンド<為替ヘッジあり> (毎月決算型) | 7,591,537円 |
| 合計 | 48,319,329円 |
| 2. 本書における開示対象ファンドの特定期間末日における | |
| 当該親投資信託の受益権の総数 | 48,319,329口 |

| (2024年1月18日現在) | |
|----------------------------------|-------------|
| 1. 本書における開示対象ファンドの期首における | |
| 当該親投資信託の元本額 | 48,319,329円 |
| 同期中における追加設定元本額 | 3,981,969円 |
| 同期中における解約元本額 | 6,007,520円 |
| 同特定期間末日における元本の内訳 | |
| (保有ファンド名) | (金額) |
| インベスコ 新興国社債ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型) | 39,410,139円 |
| インベスコ 新興国社債ファンド<為替ヘッジあり> (毎月決算型) | 6,883,639円 |
| 合計 | 46,293,778円 |
| 2. 本書における開示対象ファンドの特定期間末日における | |
| 当該親投資信託の受益権の総数 | 46,293,778口 |

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

| | |
|------------------------|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従って行っております。 |
| 2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | <p>当ファンドは、投資証券を主要投資対象としております。</p> <p>投資する主な投資証券は、インベスコ エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド クラスC-MD投資信託証券（米ドル建て）です。</p> <p>投資証券は、債券の価格変動リスク、デリバティブの価格変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、為替変動リスク、流動性リスク等にさらされております。</p> <p>また、当ファンドは、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、外国通貨の取得又は売却取引について円貨額を確定することに限定しているため、当ファンドに対して重大な影響をおよぼすものではありません。また、当ファンドが利用している為替予約取引の相手方は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しております。</p> |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 当ファンドに投資する証券投資信託の「(金融商品に関する注記)」に記載しております。 |

II 金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | (2023年7月18日現在) | (2024年1月18日現在) |
|------------------------|--|---|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 | 貸借対照表計上額は本書における開示対象ファンドの特定期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。 | 同左 |
| 2. 時価の算定方法 | <p>(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。</p> | <p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p> |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足事項 | 当ファンドに投資する証券投資信託の「(金融商品に関する注記)」に記載しております。 | 同左 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類 | (2023年7月18日現在) | (2024年1月18日現在) |
|------|----------------------|----------------------|
| | 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円) | 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円) |
| 投資証券 | △3,120,160 | 1,083,428 |
| 合計 | △3,120,160 | 1,083,428 |

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

| (2023年7月18日現在) | (2024年1月18日現在) |
|----------------|----------------|
| 該当事項はありません。 | 同左 |

(関連当事者との取引に関する注記)

| | |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 自 2023年 1月19日 至 2023年 7月18日 | 自 2023年 7月19日 至 2024年 1月18日 |
| 該当事項はありません。 | 同左 |

(1口当たり情報に関する注記)

| | |
|---|---|
| (2023年 7月18日現在) | (2024年 1月18日現在) |
| 1口当たり純資産額 1.4120円 (1万口当たり純資産額 14,120円) | 1口当たり純資産額 1.6008円 (1万口当たり純資産額 16,008円) |

附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券(投資証券)

(2024年 1月18日現在)

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 口数 | 評価額 | | 備考 |
|------|--------|---|--------|------|----------------------------|----|
| | | | | 単価 | 金額 | |
| 投資証券 | アメリカドル | インベスコ エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド クラスC-MD投資信託証券(米ドル建て) | 62,117 | 7.82 | 486,283.63 | |
| | | アメリカドル小計 | 62,117 | | 486,283.63 (72,096,410) | |
| | 合計 | | | | 72,096,410 (72,096,410) | |

(注)1. 小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書きであります。

3. 通貨の表示は、邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

4. 外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入投資証券 時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|--------|----------|----------------|----------------|
| アメリカドル | 投資証券 1銘柄 | 100.00% | 100.00% |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

インベスコ 新興国社債 マザーファンドは、「インベスコ エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド」投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、同ファンドの投資証券です。

なお、以下に記載した情報は当ファンドの監査の対象外であります。

「インベスコ エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド」投資証券の状況
「インベスコ エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド」投資証券は、ルクセンブルグ籍外国投資法人が発行するクラスC-MD投資信託証券（米ドル建て）です。同投資信託は、現地の法律に基づいて財務諸表が作成され、公認会計士により財務書類の監査を受けております。

以下に掲載している2023年2月28日現在の純資産額計算書、損益計算書及び純資産額変動計算書及び投資有価証券明細表は、現地FINANCIAL STATEMENTSから抜粋しております。

(1) 純資産額計算書

(2023年2月28日現在)

(単位：米ドル)

| | |
|----------------|-------------------|
| 資産 | |
| 投資有価証券、時価 | 54,889,013 |
| 流動資産 | |
| ブローカーに対する債権 | 1,162,875 |
| 受益証券発行未収金 | 18,311 |
| その他の未収金 | 750,860 |
| 銀行預金 | 397,251 |
| 差入委託証拠金 | 17,497 |
| 為替先物予約に係る未実現利益 | 36,683 |
| 先物契約に係る未実現利益 | 3,180 |
| 資産合計 | <u>57,275,670</u> |
| 流動負債 | |
| 当座借越 | 235,017 |
| ブローカーに対する債務 | 397,500 |
| 受益証券買戻未払金 | 91,731 |
| その他の未払金 | 68,783 |
| 為替先物予約に係る未実現損失 | 329,386 |
| 負債合計 | <u>1,122,417</u> |
| 純資産額 | <u>56,153,253</u> |

(2) 損益計算書及び純資産額変動計算書

(2023年2月28日に終了した年度)

(単位：米ドル)

| | | |
|-------------------------------------|--|--------------|
| 収益 | | |
| 受取配当金 | | 61,058 |
| 受取利息（債券） | | 3,262,221 |
| マーケットディスカウントの増価／（マーケットプレミアムの償却） | | 1,768,383 |
| 預金利息 | | 2,664 |
| 証券貸付利息 | | 26,683 |
| | | 5,121,009 |
| 費用 | | |
| 運用及び投資顧問会社報酬 | | 936,105 |
| サービス代行報酬 | | 111,011 |
| 保管報酬 | | 4,214 |
| 税金 | | 28,095 |
| 事務代行費用 | | 49,270 |
| その他運営費用 | | 1,922 |
| | | 1,130,617 |
| 当期投資純利益／（損失） | | 3,990,392 |
| 支払及び未払分配金 | | (1,633,106) |
| 受益証券発行／（買戻）による純収益／（支払）金 | | (6,916,718) |
| 投資有価証券、デリバティブ及び外国通貨の処分に係る実現純利益／（損失） | | (14,077,496) |
| 為替先物予約に係る未実現評価益／損の純変動額 | | 248,984 |
| 先物契約に係る未実現評価益／損の純変動額 | | 3,180 |
| 投資有価証券に係る未実現評価益／損の純変動額 | | 2,227,735 |
| 外国通貨及びその他取引に係る未実現評価益／損の純変動額 | | 1,530 |
| 期首純資産額 | | 72,308,752 |
| 期末純資産額 | | 56,153,253 |

(3) 投資有価証券明細表

(2023年2月28日現在)

| 銘柄 | 額面／株数 | 時価 (米ドル) | 純資産に占める割合 (%) |
|---|---------|-------------|---------------|
| 公的な証券取引所に上場を認められているまたは他の規制市場で取引されている譲渡性のある有価証券 | | | |
| 債券 | | | |
| アルゼンチン | | | |
| MSU Energy SA / UGEN SA / UENSA SA 6.875% USD 01/02/2025 | 300,000 | 229,082 | 0.41 |
| バハマ | | | |
| Bahamas Government International Bond 8.95% USD 15/10/2032 | 200,000 | 177,206 | 0.31 |
| Bahamas Government International Bond 9% USD 16/06/2029 | 300,000 | 273,750 | 0.49 |
| | | 450,956 | 0.80 |
| バミューダ | | | |
| Bermuda Government International Bond 5% USD 15/07/2032 | 350,000 | 341,048 | 0.61 |
| Tengizchevroil Finance Co | 600,000 | 453,750 | 0.81 |

| 銘柄 | 額面/株数 | 時価 (米ドル) | 純資産に占める割合 (%) |
|--|---------|-------------|---------------|
| International Ltd 3.25% USD 15/08/2030 | | 794,798 | 1.42 |
| ブラジル | | | |
| Globo Comunicacao e Participacoes SA 4.875% USD 22/01/2030 | 400,000 | 324,288 | 0.58 |
| Light Servicos de Eletricidade SA/Light Energia SA 4.375% USD 18/06/2026 | 400,000 | 170,486 | 0.30 |
| Natura Cosmeticos SA 4.125% USD 03/05/2028 | 505,000 | 393,546 | 0.70 |
| | | 888,320 | 1.58 |
| カナダ | | | |
| Aris Mining Corp 6.875% USD 09/08/2026 | 400,000 | 339,020 | 0.60 |
| Canacol Energy Ltd 5.75% USD 24/11/2028 | 500,000 | 420,851 | 0.75 |
| | | 759,871 | 1.35 |
| ケイマン諸島 | | | |
| Alibaba Group Holding Ltd 4% USD 06/12/2037 | 300,000 | 247,669 | 0.44 |
| Arabian Centres Sukuk II Ltd 5.625% USD 07/10/2026 | 500,000 | 465,770 | 0.83 |
| Bioceanico Sovereign Certificate Ltd 0% USD 05/06/2034 | 218,275 | 152,029 | 0.27 |
| CIFI Holdings Group Co Ltd 6.55% USD 28/03/2024 | 200,000 | 54,486 | 0.10 |
| Country Garden Holdings Co Ltd 5.125% USD 17/01/2025 | 300,000 | 216,629 | 0.39 |
| Dar Al-Arkan Sukuk Co Ltd 6.875% USD 21/03/2023 | 380,000 | 379,502 | 0.68 |
| Fantasia Holdings Group Co Ltd 11.875% USD 01/06/2023 | 600,000 | 88,669 | 0.16 |
| Gaci First Investment Co 4.875% USD 14/02/2035 | 460,000 | 439,875 | 0.78 |
| Geely Automobile Holdings Ltd FRN 4% USD Perpetual | 600,000 | 570,750 | 1.02 |
| Haidilao International Holding Ltd 2.15% USD 14/01/2026 | 400,000 | 355,757 | 0.63 |
| Longfor Group Holdings Ltd 4.5% USD 16/01/2028 | 400,000 | 340,024 | 0.61 |
| Meituan 3.05% USD 28/10/2030 | 700,000 | 537,990 | 0.96 |
| Melco Resorts Finance Ltd 5.375% USD 04/12/2029 | 600,000 | 497,700 | 0.89 |
| Powerlong Real Estate Holdings Ltd 6.95% USD 23/07/2023 | 300,000 | 92,250 | 0.16 |
| Sands China Ltd 3.75% USD 08/08/2031 | 408,000 | 322,890 | 0.57 |
| StoneCo Ltd 3.95% USD 16/06/2028 | 500,000 | 330,377 | 0.59 |
| Sunac China Holdings Ltd 7.95% USD 08/08/2022 | 300,000 | 81,177 | 0.14 |
| Tencent Music Entertainment Group 2% USD 03/09/2030 | 610,000 | 465,021 | 0.83 |
| Termocandelaria Power Ltd 7.875% USD 30/01/2029 | 387,500 | 350,096 | 0.62 |
| Weibo Corp 3.375% USD 08/07/2030 | 600,000 | 480,918 | 0.86 |
| Wynn Macau Ltd 144A 5.125% USD | 413,000 | 339,692 | 0.60 |

| 銘柄 | 額面／株数 | 時価 (米ドル) | 純資産に占める割合 (%) |
|---|---------|-------------|---------------|
| 15/12/2029 | | | |
| Yuzhou Group Holdings Co Ltd 8.5% USD 26/02/2024 | 600,000 | 79,976 | 0.14 |
| | | 6,889,247 | 12.27 |
| チリ | | | |
| Cia Cervecerias Unidas SA 3.35% USD 19/01/2032 | 400,000 | 339,600 | 0.60 |
| Empresa de Transporte de Pasajeros Metro SA 3.693% USD 13/09/2061 | 400,000 | 272,360 | 0.49 |
| Inversiones La Construccion SA 4.75% USD 07/02/2032 | 400,000 | 321,182 | 0.57 |
| Latam Airlines Group SA 13.375% USD 15/10/2029 | 300,000 | 320,461 | 0.57 |
| VTR Comunicaciones SpA 5.125% USD 15/01/2028 | 300,000 | 211,856 | 0.38 |
| | | 1,465,459 | 2.61 |
| 中国 | | | |
| ZhongAn Online P&C Insurance Co Ltd 3.125% USD 16/07/2025 | 400,000 | 357,990 | 0.64 |
| コロンビア | | | |
| Bancolombia SA FRN 4.625% USD 18/12/2029 | 500,000 | 454,875 | 0.81 |
| Colombia Government International Bond 3.125% USD 15/04/2031 | 350,000 | 255,875 | 0.46 |
| Colombia Government International Bond 7.5% USD 02/02/2034 | 215,000 | 201,979 | 0.36 |
| Ecopetrol SA 4.625% USD 02/11/2031 | 882,000 | 663,035 | 1.18 |
| Oleoducto Central SA 4% USD 14/07/2027 | 500,000 | 429,196 | 0.76 |
| | | 2,004,960 | 3.57 |
| チェコ共和国 | | | |
| Energo-Pro AS 8.5% USD 04/02/2027 | 291,000 | 282,270 | 0.50 |
| エクアドル | | | |
| Ecuador Government International Bond 5.5% USD 31/07/2030 | 600,000 | 306,474 | 0.55 |
| グアテマラ | | | |
| CT Trust 5.125% USD 03/02/2032 | 607,000 | 480,117 | 0.85 |
| ホンジュラス | | | |
| Honduras Government International Bond 6.25% USD 19/01/2027 | 500,000 | 438,076 | 0.78 |
| 香港 | | | |
| AIA Group Ltd 3.2% USD 16/09/2040 | 700,000 | 526,331 | 0.94 |
| Xiaomi Best Time International Ltd 3.375% USD 29/04/2030 | 550,000 | 447,088 | 0.79 |
| | | 973,419 | 1.73 |
| インド | | | |
| Adani Green Energy Ltd 4.375% USD 08/09/2024 | 645,000 | 502,162 | 0.90 |
| JSW Steel Ltd 5.05% USD 05/04/2032 | 500,000 | 400,856 | 0.71 |
| ReNew Wind Energy AP2 / ReNew | 400,000 | 330,818 | 0.59 |

| 銘柄 | 額面／株数 | 時価 (米ドル) | 純資産に占める割合 (%) |
|---|---------|-------------|---------------|
| Power Pvt Ltd other 9 Subsidiaries 4.5% USD 14/07/2028 | | 1,233,836 | 2.20 |
| インドネシア | | | |
| Bukit Makmur Mandiri Utama PT 7.75% USD 10/02/2026 | 400,000 | 350,000 | 0.63 |
| Indofood CBP Sukses Makmur Tbk PT 3.541% USD 27/04/2032 | 300,000 | 243,025 | 0.43 |
| | | 593,025 | 1.06 |
| アイルランド | | | |
| Aragvi Finance International DAC 8.45% USD 29/04/2026 | 631,000 | 456,150 | 0.81 |
| イスラエル | | | |
| Bank Leumi Le-Israel BM 144A FRN 3.275% USD 29/01/2031 | 231,000 | 204,199 | 0.36 |
| Bank Leumi Le-Israel BM 144A FRN 7.129% USD 18/07/2033 | 345,000 | 347,605 | 0.62 |
| | | 551,804 | 0.98 |
| ジャマイカ | | | |
| TransJamaican Highway Ltd 5.75% USD 10/10/2036 | 471,370 | 398,289 | 0.71 |
| カザフスタン | | | |
| KazMunayGas National Co JSC 5.375% USD 24/04/2030 | 600,000 | 546,243 | 0.97 |
| クウェート | | | |
| Burgan Bank SAK FRN 2.75% USD 15/12/2031 | 600,000 | 467,595 | 0.83 |
| ルクセンブルグ | | | |
| Acu Petroleo Luxembourg Sarl 7.5% USD 13/01/2032 | 447,246 | 407,153 | 0.73 |
| B2W Digital Lux Sarl 4.375% USD 20/12/2030 | 800,000 | 135,476 | 0.24 |
| CSN Resources SA 5.875% USD 08/04/2032 | 500,000 | 416,767 | 0.74 |
| EIG Pearl Holdings Sarl 4.387% USD 30/11/2046 | 600,000 | 456,000 | 0.81 |
| Kenbourne Invest SA 4.7% USD 22/01/2028 | 300,000 | 208,790 | 0.37 |
| MC Brazil Downstream Trading SARL 7.25% USD 30/06/2031 | 483,126 | 399,759 | 0.71 |
| Mexico Remittances Funding Fiduciary Estate Management Sarl 4.875% USD 15/01/2028 | 255,000 | 232,761 | 0.42 |
| Millicom International Cellular SA 4.5% USD 27/04/2031 | 550,000 | 449,075 | 0.80 |
| LUXEMBOURG (continued) | | | |
| Minerva Luxembourg SA 4.375% USD 18/03/2031 | 265,000 | 206,790 | 0.37 |
| Nexa Resources SA 6.5% USD 18/01/2028 | 450,000 | 436,165 | 0.78 |
| Simpar Europe SA 5.2% USD 26/01/2031 | 500,000 | 354,750 | 0.63 |
| | | 3,703,486 | 6.60 |
| マレーシア | | | |
| GENM Capital Labuan Ltd 3.882% USD 19/04/2031 | 600,000 | 464,413 | 0.83 |

| 銘柄 | 額面／株数 | 時価 (米ドル) | 純資産に占める割合 (%) |
|---|---------|-------------|---------------|
| モーリシャス | | | |
| Greenko Power II Ltd 4.3% USD 13/12/2028 | 477,500 | 397,826 | 0.71 |
| メキシコ | | | |
| Banco Mercantil del Norte SA/Grand Cayman FRN 5.875% USD Perpetual | 200,000 | 178,440 | 0.32 |
| Banco Mercantil del Norte SA/Grand Cayman FRN 8.375% USD Perpetual | 400,000 | 393,494 | 0.70 |
| Braskem Idesa SAPI 6.99% USD 20/02/2032 | 250,000 | 180,864 | 0.32 |
| CIBANCO SA Institucion de Banca Multiple Trust CIB/3332 4.375% USD 22/07/2031 | 700,000 | 527,450 | 0.94 |
| Comision Federal de Electricidad 4.688% USD 15/05/2029 | 200,000 | 179,446 | 0.32 |
| Electricidad Firme de Mexico Holdings SA de CV 4.9% USD 20/11/2026 | 353,000 | 317,280 | 0.57 |
| Grupo Axo SAPI de CV 5.75% USD 08/06/2026 | 469,000 | 408,670 | 0.73 |
| Grupo Idesa SA de CV 9.875% USD 22/05/2026 | 923,786 | 607,389 | 1.08 |
| Nemak SAB de CV 3.625% USD 28/06/2031 | 396,000 | 300,841 | 0.54 |
| Sitios Latinoamerica SAB de CV 5.375% USD 04/04/2032 | 455,000 | 401,424 | 0.71 |
| Trust Fibra Uno 4.869% USD 15/01/2030 | 300,000 | 259,800 | 0.46 |
| Trust Fibra Uno 144A 6.39% USD 15/01/2050 | 200,000 | 159,700 | 0.28 |
| | | 3,914,798 | 6.97 |
| 多国籍 | | | |
| Promigas SA ESP / Gases del Pacifico SAC 3.75% USD 16/10/2029 | 700,000 | 548,730 | 0.98 |
| オランダ | | | |
| Braskem Netherlands Finance BV 4.5% USD 31/01/2030 | 500,000 | 424,201 | 0.76 |
| Braskem Netherlands Finance BV 7.25% USD 13/02/2033 | 240,000 | 235,260 | 0.42 |
| Embraer Netherlands Finance BV 6.95% USD 17/01/2028 | 295,000 | 292,749 | 0.52 |
| Greenko Dutch BV 3.85% USD 29/03/2026 | 334,250 | 294,685 | 0.52 |
| VEON Holdings BV 3.375% USD 25/11/2027 | 310,000 | 227,850 | 0.41 |
| | | 1,474,745 | 2.63 |
| ナイジェリア | | | |
| Access Bank Plc FRN 9.125% USD Perpetual | 250,000 | 197,525 | 0.35 |
| SEPLAT Energy Plc 7.75% USD 01/04/2026 | 280,000 | 227,612 | 0.41 |
| United Bank for Africa Plc 6.75% USD 19/11/2026 | 200,000 | 175,000 | 0.31 |
| | | 600,137 | 1.07 |
| パナマ | | | |

| 銘柄 | 額面／株数 | 時価 (米ドル) | 純資産に占める割合 (%) |
|---|---------|-------------|---------------|
| Multibank Inc 7.75% USD 03/02/2028 | 366,000 | 372,961 | 0.66 |
| Telecomunicaciones Digitales SA 4.5% USD 30/01/2030 | 450,000 | 369,551 | 0.66 |
| | | 742,512 | 1.32 |
| パラグアイ | | | |
| Frigorifico Concepcion SA 7.7% USD 21/07/2028 | 410,000 | 303,810 | 0.54 |
| ペルー | | | |
| Atlantica Transmision Sur SA 6.875% USD 30/04/2043 | 235,250 | 219,371 | 0.39 |
| Auna SAA 6.5% USD 20/11/2025 | 200,000 | 167,116 | 0.30 |
| Banco de Credito del Peru SA FRN 3.125% USD 01/07/2030 | 500,000 | 455,988 | 0.81 |
| Hunt Oil Co of Peru LLC Sucursal Del Peru 6.375% USD 01/06/2028 | 437,000 | 410,053 | 0.73 |
| Peru LNG Srl 5.375% USD 22/03/2030 | 500,000 | 397,453 | 0.71 |
| Transportadora de Gas del Peru SA 4.25% USD 30/04/2028 | 600,000 | 561,074 | 1.00 |
| | | 2,211,055 | 3.94 |
| ルーマニア | | | |
| Romanian Government International Bond 3.624% EUR 26/05/2030 | 203,000 | 179,556 | 0.32 |
| セネガル | | | |
| Senegal Government International Bond 6.25% USD 23/05/2033 | 500,000 | 420,000 | 0.75 |
| シンガポール | | | |
| Theta Capital Pte Ltd 6.75% USD 31/10/2026 | 300,000 | 221,625 | 0.39 |
| 韓国 | | | |
| Hana Bank 1.25% USD 16/12/2026 | 200,000 | 170,190 | 0.30 |
| Kookmin Bank 2.5% USD 04/11/2030 | 500,000 | 406,003 | 0.72 |
| LOTTE Property & Development Co Ltd 4.5% USD 01/08/2025 | 250,000 | 243,231 | 0.44 |
| | | 819,424 | 1.46 |
| スペイン | | | |
| AI Candelaria Spain SA 7.5% USD 15/12/2028 | 376,666 | 342,484 | 0.61 |
| EnfraGen Energia Sur SA / EnfraGen Spain SA / Prime Energia SpA 5.375% USD 30/12/2030 | 865,000 | 560,520 | 1.00 |
| | | 903,004 | 1.61 |
| 国際機関 | | | |
| Africa Finance Corp 2.875% USD 28/04/2028 | 500,000 | 419,075 | 0.75 |
| African Export-Import Bank/The 3.798% USD 17/05/2031 | 434,000 | 357,306 | 0.64 |
| Banque Ouest Africaine de Developpement 2.75% EUR 22/01/2033 | 136,000 | 109,749 | 0.19 |
| Eastern & Southern African Trade & Development Bank/The 4.125% USD 30/06/2028 | 500,000 | 428,305 | 0.76 |
| | | 1,314,435 | 2.34 |
| タイ | | | |

| 銘柄 | 額面／株数 | 時価 (米ドル) | 純資産に占める割合 (%) |
|---|---------|-------------|---------------|
| Bangkok Bank PCL/Hong Kong FRN 3.466% USD 23/09/2036 | 688,000 | 556,573 | 0.99 |
| チュニジア | | | |
| Tunisian Republic 5.625% EUR 17/02/2024 | 400,000 | 338,388 | 0.60 |
| トルコ | | | |
| Anadolu Efes Biracilik Ve Malt Sanayii AS 3.375% USD 29/06/2028 | 400,000 | 311,500 | 0.56 |
| Aydem Yenilenebilir Enerji AS 7.75% USD 02/02/2027 | 400,000 | 332,500 | 0.59 |
| Coca-Cola Icecek AS 4.5% USD 20/01/2029 | 317,000 | 274,601 | 0.49 |
| Hyundai Assan Otomotiv Sanayi ve Ticaret AS 1.625% USD 12/07/2026 | 500,000 | 426,865 | 0.76 |
| | | 1,345,466 | 2.40 |
| イギリス | | | |
| Champion Path Holdings Ltd 4.5% USD 27/01/2026 | 400,000 | 355,580 | 0.63 |
| China Cinda 2020 I Management Ltd 3% USD 20/01/2031 | 600,000 | 478,500 | 0.85 |
| China Great Wall International Holdings V Ltd 2.375% USD 18/08/2030 | 800,000 | 608,000 | 1.08 |
| Endeavour Mining Plc 5% USD 14/10/2026 | 482,000 | 411,821 | 0.73 |
| Fortune Star BVI Ltd 6.75% USD 02/07/2023 | 400,000 | 394,000 | 0.70 |
| Galaxy Pipeline Assets Bidco Ltd 2.94% USD 30/09/2040 | 240,666 | 190,626 | 0.34 |
| Genel Energy Finance 4 Plc 144A 9.25% USD 14/10/2025 | 240,000 | 226,488 | 0.40 |
| Huarong Finance 2019 Co Ltd 3.375% USD 24/02/2030 | 800,000 | 587,000 | 1.04 |
| Liquid Telecommunications Financing Plc 5.5% USD 04/09/2026 | 326,000 | 229,830 | 0.41 |
| MARB BondCo Plc 3.95% USD 29/01/2031 | 600,000 | 433,500 | 0.77 |
| New Metro Global Ltd 4.5% USD 02/05/2026 | 400,000 | 296,000 | 0.53 |
| Petrofac Ltd 9.75% USD 15/11/2026 | 572,000 | 366,695 | 0.65 |
| RKPF Overseas 2020 A Ltd 5.125% USD 26/07/2026 | 400,000 | 308,000 | 0.55 |
| Sinochem Offshore Capital Co Ltd 2.375% USD 23/09/2031 | 300,000 | 234,042 | 0.42 |
| Sino-Ocean Land Treasure IV Ltd 2.7% USD 13/01/2025 | 400,000 | 297,867 | 0.53 |
| Studio City Finance Ltd 5% USD 15/01/2029 | 500,000 | 385,915 | 0.69 |
| Tullow Oil Plc 7% USD 01/03/2025 | 600,000 | 401,426 | 0.72 |
| Vedanta Resources Finance II Plc 8.95% USD 11/03/2025 | 500,000 | 334,149 | 0.60 |
| West China Cement Ltd 4.95% USD 08/07/2026 | 200,000 | 172,108 | 0.31 |
| | | 6,711,547 | 11.95 |
| アメリカ | | | |
| Gran Tierra Energy Inc 7.75% USD 23/05/2027 | 600,000 | 492,569 | 0.88 |

| 銘柄 | 額面／株数 | 時価 (米ドル) | 純資産に占める割合 (%) |
|---|-----------|-------------|---------------|
| Kosmos Energy Ltd 7.75% USD 01/05/2027 | 450,000 | 396,611 | 0.71 |
| Resorts World Las Vegas LLC / RWLV Capital Inc 4.625% USD 16/04/2029 | 500,000 | 394,469 | 0.70 |
| Sasol Financing USA LLC 5.5% USD 18/03/2031 | 500,000 | 423,668 | 0.75 |
| SierraCol Energy Andina LLC 6% USD 15/06/2028 | 500,000 | 393,213 | 0.70 |
| Stillwater Mining Co 4.5% USD 16/11/2029 | 600,000 | 496,531 | 0.88 |
| | | 2,597,061 | 4.62 |
| ウズベキスタン | | | |
| Uzbekneftegaz JSC 4.75% USD 16/11/2028 | 578,000 | 482,861 | 0.86 |
| 債券合計 | | 50,819,433 | 90.50 |
| 公的な証券取引所に上場を認められているまたは他の規制市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計 | | 50,819,433 | 90.50 |
| 他の譲渡性のある有価証券 債券 | | | |
| アイルランド | | | |
| Sovcombank Via SovCom Capital DAC FRN 8% USD 07/04/2030* | 500,000 | - | 0.00 |
| ルクセンブルグ | | | |
| MHP Lux SA 6.25% USD 19/09/2029* | 700,000 | 341,250 | 0.61 |
| イギリス | | | |
| Gazprom PJSC via Gaz Finance Plc FRN 3.897% EUR Perpetual* | 400,000 | 235,493 | 0.42 |
| 債券合計 | | 576,743 | 1.03 |
| 他の譲渡性のある有価証券合計 | | 576,743 | 1.03 |
| オープン・エンド型投資信託 アイルランド | | | |
| Invesco Liquidity Funds plc - Invesco US Dollar Liquidity Portfolio | 3,492,837 | 3,492,837 | 6.22 |
| オープン・エンド型投資信託合計 | | 3,492,837 | 6.22 |
| 投資有価証券合計 | | 54,889,013 | 97.75 |

*取締役により確立された手順に従って誠実に決められた公正価値で評価された有価証券

「インベスコ マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）」受益証券の状況

「インベスコ マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）」は、第9期計算期間（2022年11月22日から2023年11月20日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、以下に記載した情報は当ファンドの監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

| | 第8期 (2022年11月21日現在) | 第9期 (2023年11月20日現在) |
|---------------------|------------------------|------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 2,312,764 | 2,260,887 |
| 流動資産合計 | 2,312,764 | 2,260,887 |
| 資産合計 | 2,312,764 | 2,260,887 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払利息 | 6 | 6 |
| その他未払費用 | — | 7 |
| 流動負債合計 | 6 | 13 |
| 負債合計 | 6 | 13 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 2,327,554 | 2,277,533 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損 金(△) | △14,796 | △16,659 |
| (分配準備積立金) | 48 | 47 |
| 元本等合計 | 2,312,758 | 2,260,874 |
| 純資産合計 | 2,312,758 | 2,260,874 |
| 負債純資産合計 | 2,312,764 | 2,260,887 |

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

| | 第8期 | 第9期 |
|---|--------------------------------|--------------------------------|
| | 自 2021年11月23日 至 2022年11月21日 | 自 2022年11月22日 至 2023年11月20日 |
| 営業収益 | | |
| 営業収益合計 | — | — |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 2,194 | 2,085 |
| その他費用 | — | 119 |
| 営業費用合計 | 2,194 | 2,204 |
| 営業利益又は営業損失(△) | △2,194 | △2,204 |
| 経常利益又は経常損失(△) | △2,194 | △2,204 |
| 当期純利益又は当期純損失(△) | △2,194 | △2,204 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△) | — | △23 |
| 期首剰余金又は期首欠損金(△) | △12,602 | △14,796 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | — | 318 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | — | 318 |
| 分配金 | — | — |
| 期末剰余金又は期末欠損金(△) | △14,796 | △16,659 |

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|----------------------|---|
| その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | 計算期間末日の取扱い 2022年11月20日が休日のため、信託約款第34条第2項により、当計算期間開始日を2022年11月22日としております。このため、当計算期間は364日となっております。 |
|----------------------|---|

(重要な会計上の見積りに関する注記)

| 第8期 自 2021年11月23日 至 2022年11月21日 | 第9期 自 2022年11月22日 至 2023年11月20日 |
|---|---------------------------------------|
| 当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。 | 同左 |

(貸借対照表に関する注記)

| 第8期 (2022年11月21日現在) | 第9期 (2023年11月20日現在) |
|--|--|
| 1. 期首元本額 2,327,554円 期中追加設定元本額 ー円 期中解約元本額 ー円 | 1. 期首元本額 2,327,554円 期中追加設定元本額 ー円 期中解約元本額 50,021円 |
| 2. 計算期間末日における受益権の総数 2,327,554口 | 2. 計算期間末日における受益権の総数 2,277,533口 |
| 3. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は14,796円であります。 | 3. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は16,659円であります。 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第 8 期 自 2021年11月23日 至 2022年11月21日 | 第 9 期 自 2022年11月22日 至 2023年11月20日 |
|---|---|
| <p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(0円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(45円)及び分配準備積立金(48円)より分配対象収益は93円(1万口当たり0.39円)ですが、分配を行っておりません。</p> | <p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(44円)及び分配準備積立金(47円)より分配対象収益は91円(1万口当たり0.39円)ですが、分配を行っておりません。</p> |

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

| | |
|------------------------|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。 |
| 2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | <p>当ファンドは、円貨建ての短期公社債及び短期金融商品を主要投資対象としております。</p> <p>円貨建ての短期公社債及び短期金融商品は、債券の価格変動リスク、信用リスク等にさらされています。</p> |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | <p>取締役会で定めたリスク管理の基本方針、及びリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」(以下「RMC」といいます。)で行います。RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。</p> <p>RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」(以下「IRMC」といいます。)を開催し、運用リスクの管理を行います。IRMCは、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。</p> |

II 金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 第8期 (2022年11月21日現在) | 第9期 (2023年11月20日現在) |
|---------------------------|--|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額の差額 | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませ | 同左 |
| 2. 時価の算定方法 | (1)有価証券 該当事項はありません。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。 | (1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足事項 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 第8期 (2022年11月21日現在) | 第9期 (2023年11月20日現在) |
|------------------------|------------------------|
| 該当事項はありません。 | 同左 |

(デリバティブ取引等に関する注記)

| 第8期 (2022年11月21日現在) | 第9期 (2023年11月20日現在) |
|------------------------|------------------------|
| 該当事項はありません。 | 同左 |

(関連当事者との取引に関する注記)

| 第 8 期 自 2021年11月23日 至 2022年11月21日 | 第 9 期 自 2022年11月22日 至 2023年11月20日 |
|---|---|
| 該当事項はありません。 | 同左 |

(1口当たり情報に関する注記)

| 第 8 期 (2022年11月21日現在) | 第 9 期 (2023年11月20日現在) |
|--|--|
| 1口当たり純資産額 0.9936円 (1万口当たり純資産額 9,936円) | 1口当たり純資産額 0.9927円 (1万口当たり純資産額 9,927円) |

(4) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2024年1月31日現在)

<為替ヘッジなし>

| | |
|----------------------|--------------|
| I 資産総額 | 62,860,523 円 |
| II 負債総額 | 20,487 円 |
| III 純資産総額(I - II) | 62,840,036 円 |
| IV 発行済数量 | 78,226,313 口 |
| V 1単位当たり純資産額(III/IV) | 0.8033 円 |

<為替ヘッジあり>

| | |
|----------------------|--------------|
| I 資産総額 | 21,287,374 円 |
| II 負債総額 | 10,395,678 円 |
| III 純資産総額(I - II) | 10,891,696 円 |
| IV 発行済数量 | 15,232,297 口 |
| V 1単位当たり純資産額(III/IV) | 0.7150 円 |

(参考) インベスコ 新興国社債 マザーファンド

| | |
|----------------------|--------------|
| I 資産総額 | 73,883,909 円 |
| II 負債総額 | 177 円 |
| III 純資産総額(I - II) | 73,883,732 円 |
| IV 発行済数量 | 46,110,834 口 |
| V 1単位当たり純資産額(III/IV) | 1.6023 円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

| | |
|---------------------|---|
| 名義書換 | 該当事項はありません。 |
| 受益者等に対する特典 | 該当事項はありません。 |
| 譲渡制限の内容 | 譲渡制限は設けておりません。 |
| 受益証券の不発行 | 委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。 受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。 |
| 受益権の譲渡 | <p>①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。</p> <p>②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。</p> <p>③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。</p> |
| 受益権の譲渡の対抗要件 | 受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。 |
| 受益権の再分割 | 委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。 |
| 質権口記載または記録の受益権の取り扱い | 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる分配金の支払い、換金の申し込みの受け付け、換金代金および償還金の支払いなどについては、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令などに従って取り扱われます。 |

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

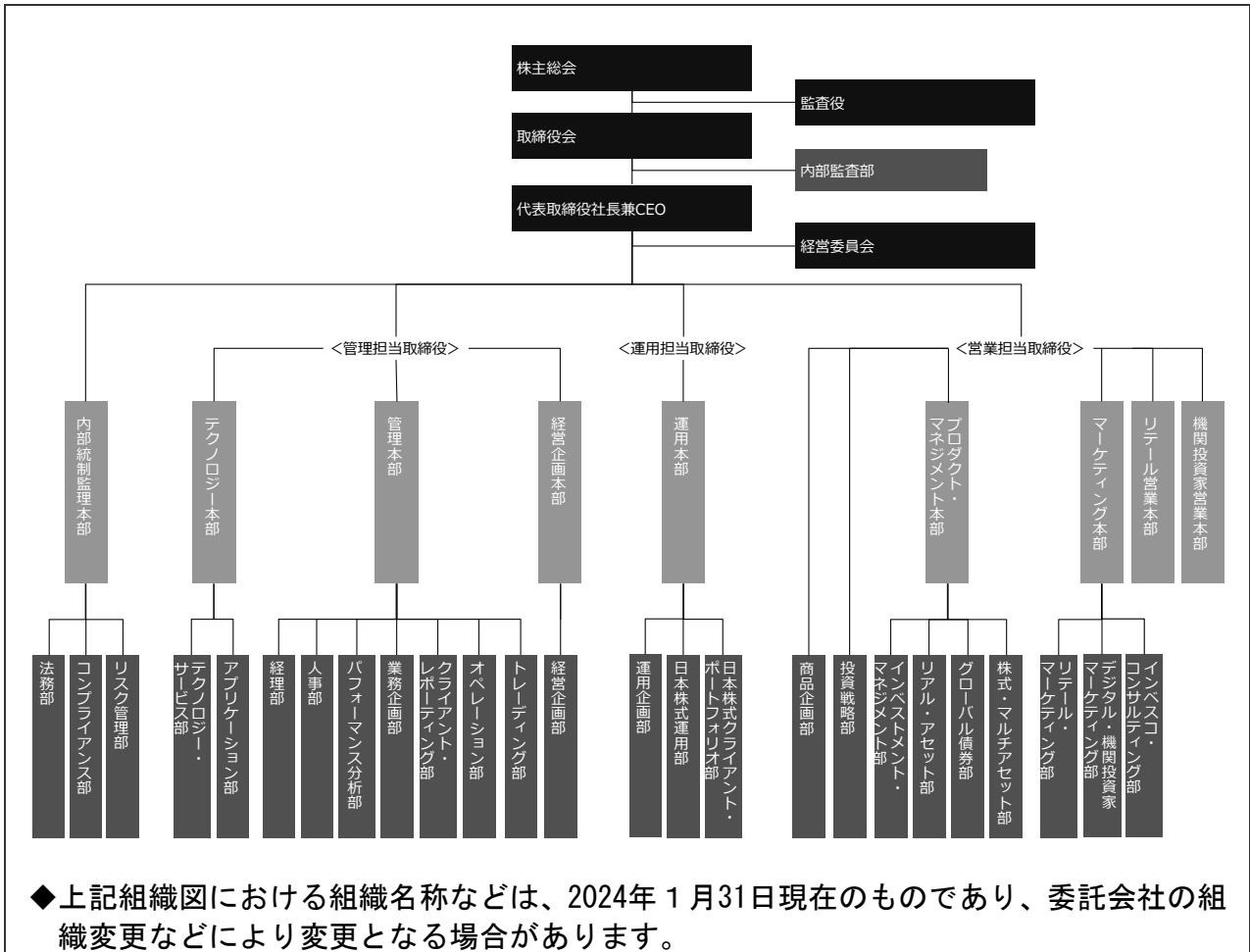
1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

| | |
|-------------------------|---|
| 2024年1月31日 現在の状況 | 資本金：4,000百万円 発行可能株式総数：56,400株 発行済株式総数：40,000株 |
| 直近5カ年における 主な資本金の額の増減 | 該当事項はありません。 |

(2) 委託会社等の機構

①組織図



②会社の意思決定機構

| | |
|-------------|---|
| 取締役会 | 取締役の全員をもって構成される取締役会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として四半期ごとに開催されます。 取締役会は、経営管理全般に関する重要な事項について、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決議します。 |
| 代表取締役社長兼CEO | 代表取締役社長兼CEOは、委託会社の全般的な業務執行の最高責任者として、取締役会で決議された事項または委任を受けた事項の遂行に対し、権限と責任を有します。 |
| 経営委員会 | 取締役等から構成される経営委員会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として隔月で開催されます。 経営委員会は、取締役会で決定した基本方針に基づき、取締役会から委譲を受けた権限の範囲内において、経営管理全般に関する重要な事項を協議・決定します。 |

③投資運用に関する意思決定プロセス

| | |
|----------|--|
| Plan（計画） | 基本的な運用方針は、投資戦略委員会（原則、月次で開催）で分析・討議された投資環境を踏まえ、銘柄検討会議およびポートフォリオ構築/戦略会議（原則、週次あるいは日次で開催）を経て決定されます。 |
| Do（実行） | 運用部門のポートフォリオ・マネジャーは、上記の委員会または運用会議の討議内容等を踏まえ、運用計画書を策定し、運用本部長の承認を受け、運用ガイドライン、運用基本方針および運用計画書に従って、ポートフォリオを構築します。 |
| See（検証） | 運用リスク管理委員会(原則、月次で開催)は、リスク管理委員会(原則、隔月で開催)の分会として、定量的なリスク計測結果をもとに、運用の適切性・妥当性を検証、審議します。 また、運用本部から独立したコンプライアンス部が、常時、関連法令および運用ガイドラインなどの遵守状況をチェックし、運用の信頼性・安定性の確保を図ります。 |

2【事業の内容及び営業の概況】

| | | | |
|--------------------|--|-------|---------------|
| 事業の内容 | 「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。 また「金融商品取引法」に定める投資助言業および第二種金融商品取引業を行っています。 | | |
| 運用する投資信託財産の合計純資産総額 | (2024年1月31日現在) | | |
| | 基本的性格 | ファンド数 | 純資産総額(単位：百万円) |
| | 株式投資信託 | 115 | 6,713,371 |
| | 公社債投資信託 | 3 | 2,119 |
| | 合計 | 118 | 6,715,490 |
| | *ファンド数および純資産総額は、親投資信託を除きます。 | | |

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年3月6日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

DocuSigned by:
榎原 康太
018375B744AB490...

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役々の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役々の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役々の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

| 科目 | 前事業年度 (2022年12月31日) | | 当事業年度 (2023年12月31日) | |
|-----------|------------------------|-----------|------------------------|------------|
| | 内訳 | 金額 | 内訳 | 金額 |
| (資産の部) | | | | |
| 流動資産 | | | | |
| 預金 | | 3,236,636 | | 5,730,905 |
| 前払費用 | | 108,908 | | 113,218 |
| 未収入金 | | 491,010 | | 414,880 |
| 未収委託者報酬 | | 760,616 | | 1,015,841 |
| 未収運用受託報酬 | | 761,870 | | 762,007 |
| 未収投資助言報酬 | | 17,791 | | 14,171 |
| 短期貸付金 ※1 | | 1,500,000 | | 1,500,000 |
| その他の流動資産 | | 2,758 | | 156 |
| 流動資産計 | | 6,879,592 | | 9,551,181 |
| 固定資産 | | | | |
| 有形固定資産 ※2 | | | | |
| 建物附属設備 | 85,342 | | 67,504 | |
| 器具備品 | 45,740 | | 38,000 | |
| 建設仮勘定 | 9,676 | | 41,805 | |
| リース資産 | 2,313 | 143,073 | — | 147,310 |
| 無形固定資産 | | | | |
| ソフトウェア | 58,599 | | 42,604 | |
| ソフトウェア仮勘定 | 161 | | 1,332 | |
| 電話加入権 | 5,932 | | 6,128 | |
| のれん | 187,339 | | 162,360 | |
| 顧客関連資産 | 1,004,224 | 1,256,257 | 870,327 | 1,082,753 |
| 投資その他の資産 | | | | |
| 投資有価証券 | 3,341 | | 5,097 | |
| 差入保証金 | 379,954 | | 380,572 | |
| 繰延税金資産 | 544,593 | | 592,754 | |
| その他の投資 | 1,928 | 929,817 | 2,880 | 981,305 |
| 固定資産計 | | 2,329,148 | | 2,211,369 |
| 資産合計 | | 9,208,740 | | 11,762,550 |

(単位：千円)

| 科目 | 前事業年度 (2022年12月31日) | | 当事業年度 (2023年12月31日) | |
|--------------|------------------------|-----------|------------------------|------------|
| | 内訳 | 金額 | 内訳 | 金額 |
| (負債の部) | | | | |
| 流動負債 | | | | |
| 預り金 | | 41,063 | | 46,672 |
| リース債務 | | 2,554 | | — |
| 未払金 | | | | |
| 未払償還金 | 57 | | 57 | |
| 未払手数料 | 185,551 | | 298,505 | |
| その他未払金 | 445,853 | 631,463 | 1,163,384 | 1,461,948 |
| 未払費用 | | 283,683 | | 264,782 |
| 未払法人税等 | | 32,144 | | 510,920 |
| 未払消費税等 | | 75,514 | | 414,783 |
| 賞与引当金 | | 1,238,496 | | 1,393,359 |
| その他の流動負債 | | 25,883 | | 27,248 |
| 流動負債計 | | 2,330,803 | | 4,119,715 |
| 固定負債 | | | | |
| 長期預り金 | | 117,535 | | 117,535 |
| 退職給付引当金 | | 809,385 | | 832,963 |
| 役員退職慰労引当金 | | 101,666 | | 86,260 |
| 資産除去債務 | | 124,634 | | 124,583 |
| 固定負債計 | | 1,153,222 | | 1,161,342 |
| 負債合計 | | 3,484,025 | | 5,281,057 |
| (純資産の部) | | | | |
| 株主資本 | | | | |
| 資本金 | | 4,000,000 | | 4,000,000 |
| 資本剰余金 | | | | |
| 資本準備金 | 1,406,953 | 1,406,953 | 1,406,953 | 1,406,953 |
| 資本剰余金合計 | | 1,406,953 | | 1,406,953 |
| 利益剰余金 | | | | |
| その他利益剰余金 | | | | |
| 繰越利益剰余金 | 316,191 | 316,191 | 1,072,958 | 1,072,958 |
| 利益剰余金合計 | | 316,191 | | 1,072,958 |
| 株主資本合計 | | 5,723,144 | | 6,479,912 |
| 評価・換算差額等 | | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | 1,570 | | 1,581 |
| 評価・換算差額等合計 | | 1,570 | | 1,581 |
| 純資産合計 | | 5,724,715 | | 6,481,493 |
| 負債・純資産合計 | | 9,208,740 | | 11,762,550 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| 科目 | 前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) | | 当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) | |
|--------------|---|------------|---|------------|
| | 内訳 | 金額 | 内訳 | 金額 |
| 営業収益 | | | | |
| 委託者報酬 | | 5,087,840 | | 12,944,207 |
| 運用受託報酬 | | 3,044,397 | | 2,900,872 |
| 投資助言報酬 | | 128,504 | | 83,105 |
| その他営業収益 | | 2,530,984 | | 2,555,477 |
| 営業収益計 | | 10,791,727 | | 18,483,663 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払手数料 | | 2,035,648 | | 6,019,715 |
| 広告宣伝費 | | 116,378 | | 158,817 |
| 調査費 | | | | |
| 調査費 | 447,375 | | 439,585 | |
| 委託調査費 | 1,328,152 | | 2,898,337 | |
| 図書費 | 2,491 | 1,778,018 | 2,299 | 3,340,222 |
| 委託計算費 | | 359,575 | | 419,265 |
| 営業雑経費 | | | | |
| 通信費 | 9,656 | | 9,936 | |
| 印刷費 | 82,712 | | 77,679 | |
| 協会費 | 19,462 | 111,831 | 21,904 | 109,520 |
| 営業費用計 | | 4,401,453 | | 10,047,542 |
| 一般管理費 | | | | |
| 給料 | | | | |
| 役員報酬 | 99,143 | | 100,661 | |
| 給料・手当 | 1,651,850 | | 1,662,544 | |
| 賞与 | 230,603 | 1,981,597 | 248,965 | 2,012,171 |
| 交際費 | | 12,364 | | 30,154 |
| 寄付金 | | 1,374 | | 1,180 |
| 旅費交通費 | | 26,017 | | 83,728 |
| 租税公課 | | 86,587 | | 101,444 |
| 不動産賃借料 | | 338,267 | | 328,108 |
| 退職給付費用 | | 207,070 | | 233,306 |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | | 12,524 | | 14,442 |
| 賞与引当金繰入額 | | 1,247,619 | | 1,429,354 |
| 減価償却費 | | 235,413 | | 225,940 |
| 福利厚生費 | | 231,895 | | 242,172 |
| 諸経費 | | 1,669,020 | | 2,573,988 |
| 一般管理費計 | | 6,049,753 | | 7,275,991 |
| 営業利益 | | 340,520 | | 1,160,129 |

(単位：千円)

| 科目 | 前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) | | 当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) | |
|--------------|---|---------|---|-----------|
| | 内訳 | 金額 | 内訳 | 金額 |
| | 営業外収益 | | | |
| 受取利息 ※1 | | 38,472 | | 30,416 |
| 保険配当金 | | 5,314 | | 5,243 |
| ヘッジコスト配賦利益 | | — | | 38,939 |
| 雑益 | | 120 | | 168 |
| 営業外収益計 | | 43,906 | | 74,768 |
| 営業外費用 | | | | |
| 支払利息 | | 10 | | 2 |
| 為替換算差損 | | 26,420 | | 9,811 |
| 固定資産除却損 | | 794 | | 125 |
| ヘッジコスト配賦損失 | | 56,044 | | — |
| 営業外費用計 | | 83,270 | | 9,939 |
| 経常利益 | | 301,157 | | 1,224,958 |
| 税引前当期純利益 | | 301,157 | | 1,224,958 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 111,475 | | 516,357 |
| 法人税等調整額 | | 79,877 | | △48,166 |
| 法人税等計 | | 191,352 | | 468,191 |
| 当期純利益 | | 109,805 | | 756,767 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | |
|--------------------------|-----------|-----------|-------------|-----------------------------|-------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | |
| 当期首残高 | 4,000,000 | 1,406,953 | 1,406,953 | 1,206,386 | 1,206,386 | 6,613,339 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | 109,805 | 109,805 | 109,805 |
| 剰余金の配当 | | | | △1,000,000 | △1,000,000 | △1,000,000 |
| 株主資本以外の項目の当期の変動額 (純額) | | | | | | |
| 当期変動額合計 (千円) | — | — | — | △890,194 | △890,194 | △890,194 |
| 当期末残高 | 4,000,000 | 1,406,953 | 1,406,953 | 316,191 | 316,191 | 5,723,144 |

(単位：千円)

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|--------------------------|--------------|------------|------------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 1,650 | 1,650 | 6,614,989 |
| 当期変動額 | | | |
| 当期純利益 | | | 109,805 |
| 剰余金の配当 | | | △1,000,000 |
| 株主資本以外の項目の当期の変動額 (純額) | △79 | △79 | △79 |
| 当期変動額合計 (千円) | △79 | △79 | △890,274 |
| 当期末残高 | 1,570 | 1,570 | 5,724,715 |

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | |
|----------------------|-----------|-----------|-------------|--------------|-------------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | その他利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | |
| | | | | 繰越利益 剰余金 | | |
| 当期首残高 | 4,000,000 | 1,406,953 | 1,406,953 | 316,191 | 316,191 | 5,723,144 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | 756,767 | 756,767 | 756,767 |
| 剰余金の配当 | | | | — | — | — |
| 株主資本以外の項目の当期の変動額（純額） | | | | | | |
| 当期変動額合計（千円） | — | — | — | 756,767 | 756,767 | 756,767 |
| 当期末残高 | 4,000,000 | 1,406,953 | 1,406,953 | 1,072,958 | 1,072,958 | 6,479,912 |

（単位：千円）

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|----------------------|--------------|------------|-----------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 1,570 | 1,570 | 5,724,715 |
| 当期変動額 | | | |
| 当期純利益 | | | 756,767 |
| 剰余金の配当 | | | — |
| 株主資本以外の項目の当期の変動額（純額） | 10 | 10 | 10 |
| 当期変動額合計（千円） | 10 | 10 | 756,778 |
| 当期末残高 | 1,581 | 1,581 | 6,481,493 |

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、資産除去債務に係る建物附属設備及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 5～18年

器具備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は20年であります。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末に計上すべき貸倒引当金はありません。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法により、当事業年度末における自己都合退職による要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は為替換算差益又は為替換算差損として処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、投資助言報酬、その他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。また、各報酬は、約款または契約書に定められた支払期日に支払いを受けております。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額を基礎として算定し、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額を基礎として算定し、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 成功報酬

成功報酬は、対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬が確定する際に、それまでに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、収益として認識しております。

(4) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき純資産価額を基礎として算定し、あるいは投資助言契約に定められた額を、契約期間にわたり収益として認識しております。

(5) その他営業収益

その他営業収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき算定し、当社がグループ会社にサービスを提供する期間にわたり収益として認識しております。

(重要な会計上の見積り)

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」といいます。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価算定会計基準適用指針の適用による当事業年度の財務諸表に与える影響はございません。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2022年12月31日) | 当事業年度 (2023年12月31日) |
|-------|------------------------|------------------------|
| 短期貸付金 | 1,500,000 | 1,500,000 |

※2 有形固定資産の減価償却累計額

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2022年12月31日) | 当事業年度 (2023年12月31日) |
|----------------|------------------------|------------------------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 496,099 | 516,866 |

(損益計算書関係)

※1 関係会社に対する収益及び費用

各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) | 当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) |
|------|---|---|
| 受取利息 | 38,472 | 30,416 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|----------|---------|----|----|--------|
| 普通株式 (株) | 40,000 | — | — | 40,000 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 基準日 | 効力発生日 |
|------------|-------|-----------------|-------------|------------|
| 2022年3月30日 | 普通株式 | 1,000 | 2021年12月31日 | 2022年3月31日 |

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|----------|---------|----|----|--------|
| 普通株式 (株) | 40,000 | — | — | 40,000 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2022年12月31日) | 当事業年度 (2023年12月31日) |
|-----|------------------------|------------------------|
| 1年内 | 249,762 | 249,762 |
| 1年超 | 666,032 | 416,270 |
| 合計 | 915,794 | 666,032 |

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らして、必要な資金（主にグループ本社より資本増資）を調達しております。デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

国内の未収入金に関しては、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、各月末から次月精算までの短期為替変動によるリスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に投資信託であり、当社の投資信託設定のための小額資金投資で売買目的ではありません。未収入金等については、定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「預金」「未収入金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未収投資助言報酬」「短期貸付金」「預り金」「未払手数料」「その他未払金」「未払費用」「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから注記を省略しております。

前事業年度（2022年12月31日）

(単位：千円)

| | 貸借対照表 計上額(*) | 時価(*) | 差額 |
|---------|-----------------|-----------|--------|
| 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 3,341 | 3,341 | — |
| 差入保証金 | 379,954 | 372,816 | △7,137 |
| 資産計 | 383,295 | 376,158 | △7,137 |
| 長期預り金 | (117,535) | (115,252) | 2,282 |
| 負債計 | (117,535) | (115,252) | 2,282 |

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しています。

当事業年度（2023年12月31日）

（単位：千円）

| | 貸借対照表 計上額(*) | 時価(*) | 差額 |
|---------|-----------------|-----------|--------|
| 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 5,097 | 5,097 | — |
| 差入保証金 | 380,572 | 377,168 | △3,403 |
| 資産計 | 385,670 | 382,266 | △3,403 |
| 長期預り金 | (117,535) | (116,446) | 1,088 |
| 負債計 | (117,535) | (116,446) | 1,088 |

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価 : 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2022年12月31日）

該当ありません。

なお、（金融商品関係）の「2. 金融商品の時価等に関する事項」に記載の「投資有価証券」は、投資信託受益証券であり、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項の経過措置を適用しており、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5－2項の注記を行っておりません。

当事業年度（2023年12月31日）

（単位：千円）

| | 時価 | | | |
|---------|------|-------|------|-------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | — | 5,097 | — | 5,097 |
| 資産計 | — | 5,097 | — | 5,097 |

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度 (2022年12月31日)

(単位：千円)

| | 時価 | | | |
|-------|------|-----------|------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 差入保証金 | - | 372,816 | - | 372,816 |
| 資産計 | - | 372,816 | - | 372,816 |
| 長期預り金 | - | (115,252) | - | (115,252) |
| 負債計 | - | (115,252) | - | (115,252) |

当事業年度 (2023年12月31日)

(単位：千円)

| | 時価 | | | |
|-------|------|-----------|------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 差入保証金 | - | 377,168 | - | 377,168 |
| 資産計 | - | 377,168 | - | 377,168 |
| 長期預り金 | - | (116,446) | - | (116,446) |
| 負債計 | - | (116,446) | - | (116,446) |

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

「投資有価証券」

当事業年度末日の基準価額により評価しております。ただし、市場での取引頻度が高くなく、活発な市場における相場価格とは言えないため、レベル1には該当しません。また、観察可能なインプットを用いて算定されるため、レベル2に該当します。

「差入保証金」

返還されるまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

「長期預り金」

返還するまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2022年12月31日)

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 10年以内 | 10年超 |
|--------------|-----------|--------------|------|
| (1) 預金 | 3,236,636 | — | — |
| (2) 未収入金 | 491,010 | — | — |
| (3) 未収委託者報酬 | 760,616 | — | — |
| (4) 未収運用受託報酬 | 761,870 | — | — |
| (5) 未収投資助言報酬 | 17,791 | — | — |
| (6) 短期貸付金 | 1,500,000 | — | — |
| (7) 差入保証金 | — | 379,954 | — |
| 合計 | 6,767,925 | 379,954 | — |

当事業年度 (2023年12月31日)

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 10年以内 | 10年超 |
|--------------|-----------|--------------|------|
| (1) 預金 | 5,730,905 | — | — |
| (2) 未収入金 | 414,880 | — | — |
| (3) 未収委託者報酬 | 1,015,841 | — | — |
| (4) 未収運用受託報酬 | 762,007 | — | — |
| (5) 未収投資助言報酬 | 14,171 | — | — |
| (6) 短期貸付金 | 1,500,000 | — | — |
| (7) 差入保証金 | — | 380,572 | — |
| 合計 | 9,437,806 | 380,572 | — |

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2022年12月31日)

(単位：千円)

| | 取得原価 | 貸借対照表日における 貸借対照表計上額 | 差額 |
|--------------------------|-------|------------------------|-------|
| 貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの | | | |
| 株式 | — | — | — |
| 債券 | — | — | — |
| その他 | 1,077 | 3,341 | 2,264 |
| 小計 | 1,077 | 3,341 | 2,264 |
| 貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの | | | |
| 株式 | — | — | — |
| 債券 | — | — | — |
| その他 | — | — | — |
| 小計 | — | — | — |
| 合計 | 1,077 | 3,341 | 2,264 |

当事業年度 (2023年12月31日)

(単位：千円)

| | 取得原価 | 貸借対照表日における 貸借対照表計上額 | 差額 |
|--------------------------|-------|------------------------|-------|
| 貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの | | | |
| 株式 | — | — | — |
| 債券 | — | — | — |
| その他 | 2,818 | 5,097 | 2,279 |
| 小計 | 2,818 | 5,097 | 2,279 |
| 貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの | | | |
| 株式 | — | — | — |
| 債券 | — | — | — |
| その他 | — | — | — |
| 小計 | — | — | — |
| 合計 | 2,818 | 5,097 | 2,279 |

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

前事業年度におけるその他有価証券の売却はありません。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

当事業年度におけるその他有価証券の売却はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | (単位：千円) |
|--------------|------------------------|
| | 前事業年度 (2022年12月31日) |
| 退職給付引当金の期首残高 | 805,942 |
| 退職給付費用 | 172,579 |
| 退職給付の支払額 | △122,657 |
| その他の未払金への振替額 | △46,478 |
| 退職給付引当金の期末残高 | 809,385 |

(2) 退職給付に関連する損益

| | (単位：千円) |
|----------------|---|
| | 前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) |
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 172,579 |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）において、34,490千円であります。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | (単位：千円) |
|--------------|------------------------|
| | 当事業年度 (2023年12月31日) |
| 退職給付引当金の期首残高 | 809,385 |
| 退職給付費用 | 199,811 |
| 退職給付の支払額 | △143,859 |
| その他の未払金への振替額 | △32,373 |
| 退職給付引当金の期末残高 | 832,963 |

(2) 退職給付に関連する損益

| | (単位：千円) |
|----------------|---|
| | 当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) |
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 199,811 |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）において、33,495千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | (単位：千円) | |
|---------------|------------------------|------------------------|
| | 前事業年度 (2022年12月31日) | 当事業年度 (2023年12月31日) |
| 繰延税金資産 | | |
| 賞与引当金 | 379,227 | 426,646 |
| 未払費用 | 37,043 | 30,718 |
| 未払退職金 | 29,464 | 33,198 |
| 株式報酬費用 | 79,237 | 57,767 |
| 退職給付引当金 | 247,833 | 255,053 |
| 役員退職給付引当金 | 31,130 | 26,412 |
| 資産除去債務 | 38,163 | 38,147 |
| その他 | 29,934 | 52,119 |
| 繰延税金資産小計 | 872,035 | 920,063 |
| 評価性引当額 | △317,127 | △319,613 |
| 繰延税金資産合計 | 554,908 | 600,450 |
| 繰延税金負債 | | |
| 資産除去債務 | △9,621 | △6,997 |
| その他有価証券評価差額金 | △693 | △697 |
| 繰延税金負債合計 | △10,315 | △7,695 |
| 繰延税金資産（負債）の純額 | 544,593 | 592,754 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2022年12月31日）

| | |
|--------------------|-------|
| 法定実効税率 （調整） | 30.6% |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 26.9% |
| 住民税均等割等 | 1.2% |
| 評価性引当額の増減額 | 1.6% |
| 過年度法人税等調整額 | 0.7% |
| その他 | 2.3% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 63.5% |

当事業年度（2023年12月31日）

| | |
|--------------------|-------|
| 法定実効税率 （調整） | 30.6% |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 6.3% |
| 住民税均等割等 | 0.3% |
| 評価性引当額の増減額 | 0.2% |
| 過年度法人税等調整額 | 0.1% |
| その他 | 0.5% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 38.2% |

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借取引に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5年と見積り、割引率は $\Delta 0.12\%$ を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) | 当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) |
|------------|---|---|
| 当期首残高 | 124,686 | 124,634 |
| 時の経過による調整額 | $\Delta 51$ | $\Delta 51$ |
| 当期末残高 | 124,634 | 124,583 |

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | 投資助言報酬 | その他営業収益 | 合計 |
|------|-----------|-----------|---------|-----------|------------|
| 基本報酬 | 5,087,840 | 2,786,700 | 128,504 | 2,530,984 | 10,534,030 |
| 成功報酬 | — | 257,697 | — | — | 257,697 |
| 合計 | 5,087,840 | 3,044,397 | 128,504 | 2,530,984 | 10,791,727 |

当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | 投資助言報酬 | その他営業収益 | 合計 |
|------|------------|-----------|--------|-----------|------------|
| 基本報酬 | 12,944,207 | 2,769,240 | 83,105 | 2,555,477 | 18,352,030 |
| 成功報酬 | — | 131,632 | — | — | 131,632 |
| 合計 | 12,944,207 | 2,900,872 | 83,105 | 2,555,477 | 18,483,663 |

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に関する注記の5. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当社のセグメントは、投資運用業者として単一であるため、記載を省略しております。

当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

当社のセグメントは、投資運用業者として単一であるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

① 製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

② 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

| 日本 | 米国 | 欧州 | その他 | 合計 |
|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 1,631,363 | 2,259,198 | 1,574,695 | 238,629 | 5,703,887 |

(注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注2) 営業収益のうち委託者報酬に関しては、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

③ 主要な顧客ごとの情報

(1) その他営業収益

(単位：千円)

| 顧客の氏名又は名称 | その他営業収益 | 関連するセグメント名 |
|------------------------|-----------|------------|
| Invesco Advisers, Inc. | 1,567,972 | 投資運用業 |
| Invesco Management SA | 271,145 | 投資運用業 |

(2) 委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(4) 投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

① 製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

② 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

| 日本 | 米国 | 欧州 | その他 | 合計 |
|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 1,580,930 | 2,219,039 | 1,530,711 | 208,774 | 5,539,456 |

(注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注2) 営業収益のうち委託者報酬に関しては、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

③ 主要な顧客ごとの情報

(1) その他営業収益

(単位：千円)

| 顧客の氏名又は名称 | その他営業収益 | 関連するセグメント名 |
|------------------------|-----------|------------|
| Invesco Advisers, Inc. | 1,610,738 | 投資運用業 |
| Invesco Management SA | 273,018 | 投資運用業 |

(2) 委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(4) 投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の 所有(被所有) 割合(%) | 関連当事者との 関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|-------------------------------|---|--------------------|---------------|---------------------------|---------------|-------|--------------|-------|--------------|
| 親会社 | Invesco Holdings Company Ltd. | Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, UK | 16,200,380 千米ドル | 持株会社 | (被所有) 間接 100% | 資金の貸付 | 利息の受取 | 38,472 | 短期貸付金 | 1,500,000 |

(注1) 資金の貸付の受取利息については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の 所有(被所有) 割合 (%) | 関連当事者との 関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|-------------------------------|--|--------------------|---------------|----------------------------|---------------|-------|--------------|-------|--------------|
| 親会社 | Invesco Holdings Company Ltd. | Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, UK | 16,243,635 千米ドル | 持株会社 | (被所有) 間接 100% | 資金の貸付 | 利息の受取 | 30,416 | 短期貸付金 | 1,500,000 |

(注1) 資金の貸付の受取利息については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の 所有(被所有) 割合 (%) | 関連当事者との 関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|---------|------------------------|---|-------------------|---------------|----------------------------|---------------|--------------------|--------------|------|--------------|
| 親会社の子会社 | Invesco Advisers, Inc. | 1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA | 6,867,943 千米ドル | 投資運用業 | なし | 投資顧問契約の再委任等 | 運用受託報酬及びその他営業収益の受取 | 1,763,244 | 未収入金 | 264,565 |
| 親会社の子会社 | Invesco Management SA | 37A Avenue JF Kennedy, L-1855 Luxembourg | 70,207 千ユーロ | 投資運用業 | なし | 投資顧問契約の再委任等 | 運用受託報酬及びその他営業収益の受取 | 1,395,776 | 未収入金 | 115,224 |

(注1) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注2) 運用受託報酬及びその他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ内のポリシーにより決定しております。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の 所有(被所有) 割合 (%) | 関連当事者との 関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|---------|----------------------------------|--|-------------------|---------------|----------------------------|---------------|--------------------|--------------|--------|--------------|
| 親会社の子会社 | Invesco Advisers, Inc. | 1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA | 6,889,048 千米ドル | 投資運用業 | なし | 投資顧問契約の再委任等 | 運用受託報酬及びその他営業収益の受取 | 1,732,401 | 未収入金 | 222,769 |
| 親会社の子会社 | Invesco Management SA | 37A Avenue JF Kennedy, L-1855 Luxembourg | 80,409 千ユーロ | 投資運用業 | なし | 投資顧問契約の再委任等 | 運用受託報酬及びその他営業収益の受取 | 1,367,301 | 未収入金 | 85,432 |
| 親会社の子会社 | Invesco Asset Management Limited | Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, UK | 136,037 千ポンド | 投資運用業 | なし | 投資顧問契約の再委任等 | 委託調査費の支払 | 2,224,525 | その他未払金 | 306,016 |

(注1) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注2) 運用受託報酬及びその他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ内のポリシーにより決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

Invesco Far East Ltd. (非上場)

Invesco Holdings Company Ltd. (非上場)

Invesco Ltd. (ニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

| 前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) | 当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) |
|---|---|
| 1株当たり純資産額 143,117円88銭 | 1株当たり純資産額 162,037円33銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 2,745円12銭 | 1株当たり当期純利益金額 18,919円18銭 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

| | 前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) | 当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) |
|------------------|---|---|
| 当期純利益(千円) | 109,805 | 756,767 |
| 普通株式に係る当期純利益(千円) | 109,805 | 756,767 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | — | — |
| 期中平均株式数(株) | 40,000 | 40,000 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

| | |
|------------------------------------|---|
| <p>金融商品取引法で禁止されている、利害関係人との取引行為</p> | <p>a. 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。</p> <p>b. 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。</p> <p>c. 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。</p> <p>d. 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額または市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。</p> <p>e. 上記c. およびd. に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。</p> |
|------------------------------------|---|

5 【その他】

| | |
|--------------------|--|
| <p>定款の変更等</p> | <p>定款の変更は、株主総会の決議が必要です。</p> |
| <p>訴訟事件その他重要事項</p> | <p>訴訟、その他会社の経営に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。</p> |

信託約款

追加型証券投資信託 インベスコ 新興国社債ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型) —運用の基本方針—

信託約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「インベスコ 新興国社債 マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券および「インベスコ マネープール・ファンド (適格機関投資家私募投信)」の受益権を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① マザーファンド受益証券を通じて、別に定める投資信託証券へ投資し、主として新興国の企業^{*}が発行する米ドル建て社債等に実質的に投資します。また、政府や政府機関が発行する米ドル建ての債券にも投資することがあります。

^{*} 新興国の企業とは、新興国に登記されている企業、新興国以外で設立されているが、主な事業活動を新興国で行っている企業、持株会社が新興国で登記されている企業をいいます。

② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

③ インベスコ マネープール・ファンド (適格機関投資家私募投信) を通じて、円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資します。

④ 実質外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジを行いません。

⑤ マザーファンド受益証券を通じて投資対象とする投資信託証券は、委託者の判断により変更することがあります。

⑥ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券 (マザーファンド受益証券を含みます。) への投資割合には、制限を設けません。

② 株式への直接投資は行いません。

③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

④ デリバティブ取引の直接利用は行いません。

信託約款

3. 分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含む配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配方針

分配金額は、委託者が、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わない場合があります。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託約款

追加型証券投資信託 インベスコ 新興国社債ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型)

信託約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第23条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金300億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成38年3月18日までとします。

(受益権の取得申し込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申し込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については300億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を指します。

信託約款

額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第22条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額、手数料等)

第12条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。))および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、販売会社が独自に定める単位をもって取得申し込みに応ずることができるものとします。ただし、販売会社と別に定める積立投資約款(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。)に従って契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申し込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申し込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振り替えを行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申し込みの代金(第4項の受益権の価額に当該取得申し込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ③ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日が、別に定める日のいずれかと同日の場合には、

信託約款

販売会社は、受益権の取得申し込みの受け付けは行いません。

- ④ 第1項の受益権の価額は、取得の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申し込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、第36条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります。取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設する者を「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国およびその関連諸地域における非常事態（非常事態宣言の有無を問わず、金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等の政変、戦争等）による取引所の閉鎖または流動性の極端な減少、資金の受け渡しに関する障害、またはその他やむを得ない事情があるときは、委託者の独自の判断により、受益権の取得申し込みの受け付けを中止することおよび既に受け付けた取得申し込みの受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振り替えについて、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、主としてインベスコ・アセット・マネジメント株式会社を委託者

信託約款

とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「インベスコ 新興国社債 マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券およびインベスコ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された追加型証券投資信託「インベスコ マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）」の受益権のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第22条、第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第22条、第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができます。受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うこと

信託約款

ができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第19条 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該実質比率を超えることとなった場合には、委託者は一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該実質比率以内となるよう調整を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第20条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は投資信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第22条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドまたは投資信託証券の投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券または投資信託証券の受益権の時価総額にマザーファンドまたは投資信託証券の投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託業務の委託等)

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

信託約款

1. 投資信託財産の保存にかかる業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第24条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第25条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第26条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券または投資信託証券の受益権にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第27条 委託者は、前条の規定によるマザーファンド受益証券または投資信託証券の受益権の一部解約代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借り入れ)

第28条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払い資金の手当て（一部解約に伴う支払い資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払い資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約に伴う支払い資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払い資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等、および有価証券等の償還による受け取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 再投資にかかる収益分配金の支払い資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 3. 借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 一部解約に伴う支払い資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払い開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解

信託約款

約代金支払い開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、または受益者への解約代金支払い開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

- ④ 再投資にかかる収益分配金の支払い資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ⑤ 借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第29条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立て替え)

第30条 投資信託財産に属する有価証券について、借り替えがある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立て替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第31条 この信託の計算期間は、原則として毎月19日から翌月18日までとします。ただし、第1期計算期間は、平成28年3月4日から平成28年3月18日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸経費および諸費用)

第33条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ② 前項の諸経費に加え、以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）は受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
 1. 監査費用
 2. 法律顧問・税務顧問への報酬
 3. 受益権の管理事務に関連する費用等
 4. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成および届出または提出にかかる費用
 5. 目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用
 6. 受益者に対してする公告にかかる費用、ならびに信託約款の変更または信託契約の解

信託約款

約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用

7. 運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用

- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ④ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託期間中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。
- ⑤ 第3項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産に計上されます。当該諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用にかかる消費税等相当額とともに投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1万分の73の率を乗じて得た金額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(利益の処理方法)

第35条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費および当該諸経費にかかる消費税等相当額、諸費用および当該諸費用にかかる消費税等相当額、ならびに信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費および当該諸経費にかかる消費税等相当額、諸費用および当該諸費用にかかる消費税等相当額、ならびに信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申し込み代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者としします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申し込みに応じる

信託約款

ものとし、当該取得申し込みにより増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金（第39条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、受益者の一部解約の実行の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額（ただし、第12条第4項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を除きます。以下本項において同じ。）と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、前項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払い開始日から5年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払い開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第38条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については第36条第3項に規定する支払い開始日まで、一部解約金については第36条第4項に規定する支払い開始日まで、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託契約の一部解約）

第39条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が独自に定める単位（別に定める契約にかかる受益権または販売会社に帰属する受益権については1口の整数倍とします。）をもって、委託者に対し一部解約の実行を請求することができます。

- ② 受益者が前項の一部解約の実行を請求するときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ③ 委託者が、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者

信託約款

が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が、別に定める日のいずれかと同日の場合には、委託者は、受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行いません。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国およびその関連諸地域における非常事態（非常事態宣言の有無を問わず、金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等の政変、戦争等）による取引所の閉鎖または流動性の極端な減少、資金の受け渡しに関する障害、またはその他やむを得ない事情があるときは、委託者の独自の判断により、受益者の一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は、当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第40条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第41条 委託者は、信託設定日より1年を経過した日以降において、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

信託約款

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定に従います。

(委託者の登録取り消し等に伴う取り扱い)

第43条 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い)

第44条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取り扱い)

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合に

信託約款

あっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第47条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第49条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(信託終了後に生じた金銭の取り扱い)

第50条 委託者は、投資信託財産の信託終了後に金銭が生じた場合、日本赤十字社への寄付を行うことの指図をすることができます。

(公告)

第51条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第52条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取り扱い)

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成28年3月4日

委託者 インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

信託約款

(附表)

1. 運用の基本方針に規定するマザーファンド受益証券を通じて投資する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。
ルクセンブルグ籍外国投資法人：インベスコ エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド クラスC-MD投資信託証券（米ドル建て）
2. 信託約款第12条第3項および第39条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。
ニューヨークまたはルクセンブルグのいずれかの銀行休業日
3. デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、当ファンドはデリバティブ取引等の直接利用は行いません。マザーファンド受益証券が投資対象とする前記1.の「別に定める投資信託証券」においては、デリバティブ取引等の利用をヘッジ目的に限定しない投資信託証券もあります。

信託約款

追加型証券投資信託 インベスコ 新興国社債ファンド<為替ヘッジあり> (毎月決算型) —運用の基本方針—

信託約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「インベスコ 新興国社債 マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券および「インベスコ マネープール・ファンド(適格機関投資家私募投信)」の受益権を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① マザーファンド受益証券を通じて、別に定める投資信託証券へ投資し、主として新興国の企業^{*}が発行する米ドル建て社債等に実質的に投資します。また、政府や政府機関が発行する米ドル建ての債券にも投資することがあります。

^{*} 新興国の企業とは、新興国に登録されている企業、新興国以外で設立されているが、主な事業活動を新興国で行っている企業、持株会社が新興国で登録されている企業をいいます。

② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

③ インベスコ マネープール・ファンド(適格機関投資家私募投信)を通じて、円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資します。

④ 実質外貨建資産については、原則として、対円で為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

⑤ マザーファンド受益証券を通じて投資対象とする投資信託証券は、委託者の判断により変更することがあります。

⑥ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券(マザーファンド受益証券を含みます。)への投資割合には、制限を設けません。

② 株式への直接投資は行いません。

③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

④ デリバティブ取引の直接利用は行いません。

信託約款

3. 分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含む配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配方針

分配金額は、委託者が、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わない場合があります。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託約款

追加型証券投資信託 インベスコ 新興国社債ファンド<為替ヘッジあり> (毎月決算型)

信託約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第23条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金300億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成38年3月18日までとします。

(受益権の取得申し込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申し込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については300億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を指します。

信託約款

額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第22条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額、手数料等)

第12条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。))および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、販売会社が独自に定める単位をもって取得申し込みに応ずることができるものとします。ただし、販売会社と別に定める積立投資約款(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。)に従って契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申し込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申し込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振り替えを行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申し込みの代金(第4項の受益権の価額に当該取得申し込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ③ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日が、別に定める日のいずれかと同日の場合には、

信託約款

販売会社は、受益権の取得申し込みの受け付けは行いません。

- ④ 第1項の受益権の価額は、取得の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申し込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、第36条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります。取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設する者を「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国およびその関連諸地域における非常事態（非常事態宣言の有無を問わず、金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等の政変、戦争等）による取引所の閉鎖または流動性の極端な減少、資金の受け渡しに関する障害、またはその他やむを得ない事情があるときは、委託者の独自の判断により、受益権の取得申し込みの受け付けを中止することおよび既に受け付けた取得申し込みの受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振り替えについて、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、主としてインベスコ・アセット・マネジメント株式会社を委託者

信託約款

とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「インベスコ 新興国社債 マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券およびインベスコ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された追加型証券投資信託「インベスコ マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）」の受益権のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第22条、第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第22条、第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができます。受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うこと

信託約款

ができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第19条 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該実質比率を超えることとなった場合には、委託者は一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該実質比率以内となるよう調整を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第20条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は投資信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第22条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドまたは投資信託証券の投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券または投資信託証券の受益権の時価総額にマザーファンドまたは投資信託証券の投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託業務の委託等)

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

信託約款

1. 投資信託財産の保存にかかる業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第24条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第25条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をすることとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第26条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券または投資信託証券の受益権にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第27条 委託者は、前条の規定によるマザーファンド受益証券または投資信託証券の受益権の一部解約代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借り入れ)

第28条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払い資金の手当て（一部解約に伴う支払い資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払い資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約に伴う支払い資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払い資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等、および有価証券等の償還による受け取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 再投資にかかる収益分配金の支払い資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 3. 借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 一部解約に伴う支払い資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払い開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解

信託約款

約代金支払い開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、または受益者への解約代金支払い開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

- ④ 再投資にかかる収益分配金の支払い資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ⑤ 借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第29条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立て替え)

第30条 投資信託財産に属する有価証券について、借り替えがある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立て替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第31条 この信託の計算期間は、原則として毎月19日から翌月18日までとします。ただし、第1期計算期間は、平成28年3月4日から平成28年3月18日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸経費および諸費用)

第33条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ② 前項の諸経費に加え、以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）は受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
 1. 監査費用
 2. 法律顧問・税務顧問への報酬
 3. 受益権の管理事務に関連する費用等
 4. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成および届出または提出にかかる費用
 5. 目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用
 6. 受益者に対してする公告にかかる費用、ならびに信託約款の変更または信託契約の解

信託約款

約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用

7. 運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用

- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ④ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託期間中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。
- ⑤ 第3項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産に計上されます。当該諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用にかかる消費税等相当額とともに投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1万分の73の率を乗じて得た金額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(利益の処理方法)

第35条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費および当該諸経費にかかる消費税等相当額、諸費用および当該諸費用にかかる消費税等相当額、ならびに信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費および当該諸経費にかかる消費税等相当額、諸費用および当該諸費用にかかる消費税等相当額、ならびに信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申し込み代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者としします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申し込みに応じる

信託約款

ものとし、当該取得申し込みにより増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金（第39条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、受益者の一部解約の実行の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額（ただし、第12条第4項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を除きます。以下本項において同じ。）と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、前項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払い開始日から5年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払い開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第38条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については第36条第3項に規定する支払い開始日までに、一部解約金については第36条第4項に規定する支払い開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託契約の一部解約）

第39条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が独自に定める単位（別に定める契約にかかる受益権または販売会社に帰属する受益権については1口の整数倍とします。）をもって、委託者に対し一部解約の実行を請求することができます。

- ② 受益者が前項の一部解約の実行を請求するときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ③ 委託者が、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者

信託約款

が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が、別に定める日のいずれかと同日の場合には、委託者は、受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行いません。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国およびその関連諸地域における非常事態（非常事態宣言の有無を問わず、金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等の政変、戦争等）による取引所の閉鎖または流動性の極端な減少、資金の受け渡しに関する障害、またはその他やむを得ない事情があるときは、委託者の独自の判断により、受益者の一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は、当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第40条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第41条 委託者は、信託設定日より1年を経過した日以降において、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

信託約款

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定に従います。

(委託者の登録取り消し等に伴う取り扱い)

第43条 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い)

第44条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取り扱い)

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合に

信託約款

あっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第47条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第49条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(信託終了後に生じた金銭の取り扱い)

第50条 委託者は、投資信託財産の信託終了後に金銭が生じた場合、日本赤十字社への寄付を行うことの指図をすることができます。

(公告)

第51条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第52条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取り扱い)

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成28年3月4日

委託者 インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

信託約款

(附表)

1. 運用の基本方針に規定するマザーファンド受益証券を通じて投資する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。
ルクセンブルグ籍外国投資法人：インベスコ エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド クラスC-MD投資信託証券（米ドル建て）
2. 信託約款第12条第3項および第39条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。
ニューヨークまたはルクセンブルグのいずれかの銀行休業日
3. デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、当ファンドはデリバティブ取引等の直接利用は行いません。マザーファンド受益証券が投資対象とする前記1.の「別に定める投資信託証券」においては、デリバティブ取引等の利用をヘッジ目的に限定しない投資信託証券もあります。

信託約款

「インベスコ 新興国社債 マザーファンド」信託約款（抜粋） —運用の基本方針—

信託約款第15条に基づき、委託者の定める運用の方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として別に定める投資信託証券に投資します。

(2) 投資態度

- ① 別に定める投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の企業^{*}が発行する米ドル建て社債等を実質的に投資します。また、政府や政府機関が発行する米ドル建ての債券にも投資することがあります。

※ 新興国の企業とは、新興国に登録されている企業、新興国以外で設立されているが、主な事業活動を新興国で行っている企業、持株会社が新興国で登録されている企業をいいます。

- ② 投資信託証券への投資割合は、原則として、高位に保ちます。
- ③ 実質外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジを行いません。
- ④ 投資対象とする投資信託証券は、委託者の判断により変更することがあります。
- ⑤ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ④ デリバティブ取引の直接利用は行いません。